

令和4年度

宮崎県人事委員会年報



令和5年4月

宮崎県人事委員会

目 次

第 1 章 組織及び運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会委員	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会の開催状況	3
5	人事委員会規則の制定及び改廃の状況	7
6	条例の制定・改廃に関する意見回答	9
7	歴代人事委員就任、退任状況	10
8	事務局	13
9	歴代事務局長就任、退任状況	15

第 2 章 任用関係

1	採用試験の概要	17
	第 1 表 採用試験の実施日程	17
	第 2 表 採用試験の受験資格	18
	第 3 表 採用試験の実施結果	19
	第 4 表 各種試験の受験者と合格者の推移	20
	第 5 表 警察官採用共同試験依頼都府県別受験者の推移	21
2	人材確保対策	21
3	採用候補者名簿からの採用概況	21
	第 6 表 令和3年度採用候補者名簿からの採用状況	22
4	採用候補者名簿の失効	23
5	職員の任用及び退職の状況	23
	(1) 職員の定数と現員	23
	第 7 表 定数の推移	23
	第 8 表 部局別、給料表別職員数	24
	(2) 選考の状況	25
	第 9 表 任命権者別、給料表別採用状況	25
	(3) 退職の状況	26
	第10表 原因別退職者数	26
6	人事行政調査の実施	26

第 3 章 給与関係

1	職員の給与等の実態	27
	(1) 職員数	27
	第11表 給料表別職員数	27
	(2) 職員の平均年齢及び男女別構成	28
	第12表 給料表別平均年齢及び男女別職員構成	28
	(3) 職員の学歴別構成	29
	第13表 給料表別学歴別職員構成	29
	(4) 職員の級別構成	30
	第14表 給料表別級別職員構成	30
	(5) 給与の支給状況	31
	第15表 (その1) 給料表別平均給与月額	31
	第15表 (その2) 平均給与月額の推移	32

2	民間給与の実態	33
	(1) 初任給	33
	第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	33
	(2) 職種別平均給与	34
	第17表 職種別平均給与（全企業規模）	34
	(3) 特別給	34
	第18表 特別給の支給状況（全企業規模）	34
3	給与等に関する報告及び勧告	35
4	給与の支払監理	40

第4章 審査関係

1	措置要求、審査請求の審査等	41
	(1) 勤務条件に関する措置要求	41
	第19表 勤務条件に関する措置要求の係属状況	41
	(2) 不利益処分に関する審査請求	41
	第20表 不利益処分に関する審査請求の係属状況	41
	(3) 職員の苦情の処理	41
	第21表 苦情相談件数	41
2	労働基準監督機関としての職権の行使	42
	第22表 労働基準法別表第1による県の各事務（業）所の区分	42
	第23表 労働基準監督機関としての主な監督事項の実績	45
	第24表 ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査の状況	46
3	職員団体関係	47
	(1) 管理職員等の範囲	47
	第25表 管理職員等の指定状況	47
	(2) 職員団体の登録	48
	第26表 登録職員団体の状況	48
4	分限及び懲戒	49
	第27表 職員の分限及び懲戒処分の状況	49

第5章 資料

1	県職員採用試験の状況	50
2	給与勧告の経緯	60
3	措置要求及び審査請求一覧表	74

第 1 章

組 織 及 び 運 営

1 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により、都道府県及び指定都市（地方自治法第252条の19第1項）は条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、昭和26年6月12日宮崎県人事委員会設置条例（昭和26年宮崎県条例第19号）により人事委員会が設置された。

2 人事委員会委員

人事委員会の委員は、県議会の同意を得て知事が選任する。

任期は4年であり、現在の委員は次のとおりである。

（令和5年4月1日現在）

職名	氏名	就任年月日	職歴
委員長	佐藤 健司	令和 3. 10. 25～令和 7. 10. 24 (委員長 令和 3. 11. 10から)	元福祉保健部長
委員	黒木 昭秀	令和 1. 7. 19～令和 5. 7. 18	弁護士（現）
委員	山口 ひろみ	平成30. 10. 8～令和 4. 10. 7 令和 4. 10. 8～令和 8. 10. 7	社会保険労務士（現）

* 黒木委員は、令和1. 7. 19から委員長職務代理委員

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は人事行政の全般にわたるもので、その処理する事務は次のとおりである。

- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- (5) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (6) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (7) 職員の給与がこの法律（地方公務員法）及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (8) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (9) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (10) 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- (11) 前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基きその権限に属せしめられた事務。

人事委員会の開催状況

令和4年度における人事委員会は、26回開催され、定例会が24回、臨時회가2回であった。
なお、会議内容は、次のとおりである。

令和4年度の人事委員会の議案等

開催年月日	定例 臨時 の別	議 案 等
4.4.8 第1回	定 例	【議 案】 1 令和3年度第27回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令2措第1号事案に関する審査の一部委任について
4.4.20 第2回	定 例	【議 案】 1 令和4年度第1回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和4年度宮崎県職員採用試験(6月以後実施分)について 4 会計年度任用職員の給与の取扱いについて 【報告事項】 1 令和3年度の職員の選考実績について 2 令和4年度宮崎県職員採用試験(一般行政・土木・農業土木(特別枠)、一般行政(社会人))の受験申込者数の状況(確定)について 3 令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(技術系職種)等)の受験申込者数の状況(中間)について 4 令和4年職種別民間給与実態調査等の実施について
4.5.10 第3回	定 例	【議 案】 1 令和4年度第2回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令2措第1号事案に係る判定について 【報告事項】 1 令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・土木・農業土木(特別枠)))の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 2 令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(技術系職種)等)の受験申込者数の状況(確定)について 3 令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・警察事務))の受験申込者数の状況(中間)について 4 宮崎県地方公務員労働組合共闘会議からの要求書について 5 令和3年度の「職員の苦情処理」の状況について
4.5.25 第4回	定 例	【議 案】 1 令和4年度第3回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政特別枠))の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 【報告事項】 1 令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政(社会人)))の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 2 令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・警察事務))の受験申込者数の状況(確定)について 3 令和3年度の分限処分及び懲戒処分の状況について
4.6.9 第5回	定 例	【議 案】 1 令和4年度第4回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(土木・農業土木(特別枠)))の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 【報告事項】 1 令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(技術系職種))等の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 2 時間外勤務命令の上限規制に係る「他律的業務の比重が高い部署」の指定状況について
4.6.20 第6回	定 例	【議 案】 1 令和4年度第5回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 3 令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政(社会人)))の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 【報告事項】 1 職員の通勤実態調査の実施について 2 令和3年度県職員休暇等取得状況調査の実施について

開催年月日	定例 臨時 の別	議 案 等
4.7.11 第7回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第6回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(技術系職種))及び保健師採用試験の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について <p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特地公署等の指定基準の改正及び級別区分の見直しについて <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・警察事務))の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 2 派遣職員について 3 令和4年職種別民間給与実態調査の実施状況について 4 令和3年度の長時間勤務職員の状況について 5 勤務環境等に関する実地調査の結果について
4.7.20 第8回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第7回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度 土木・林業(社会人))の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 3 障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験の実施について 4 特地勤務手当等に関する規則の一部改正について <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定年引上げに係る地方公務員法等の一部を改正する法律の概要等について 2 春闘等の状況について
4.8.10 第9回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第8回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・警察事務))の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度宮崎県職員採用試験(高等学校卒業程度)等の受験申込者数の状況(中間)について 2 令和4年度警察官採用試験A(男性・女性・情報工学)第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 3 令和4年人事院勧告等の概要について
4.8.22 第10回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第9回人事委員会(定例会)の議事録の承認について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年県職員休暇等取得状況調査の結果について <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政、警察事務))アンケート集計結果について
4.9.7 第11回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第10回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和4年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の実施について 3 9月定例県議会へ提出された条例案に係る人事委員会の意見について 4 地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴う人事委員会規則等の一部改正について <p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の基本方針(案)について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度宮崎県職員採用試験(高等学校卒業程度)、臨床検査技師採用試験及び障がい者を対象とする職員採用選考試験の受験申込者数の状況について 2 令和4年県職員給与等実態調査等の結果について 3 令和4年職種別民間給与実態調査の結果について
4.9.14 第12回	臨 時	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第11回人事委員会(定例会)の議事録の承認について <p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年「職員の給与等に関する報告及び勧告」(案)について <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定年延長に関する地公労交渉の結果概要について
4.9.21 第13回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第12回人事委員会(臨時会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和4年「職員の給与等に関する報告及び勧告」(案)について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 宮崎県地方公務員労働組合共闘会議等との委員長会見の結果及び自治労九州地連県職共闘会議等からの要求書について 2 退職者の退職手当の返納を命ずる処分に関する諮問書の提出について

開催年月日	定例臨時の別	議 案 等
4. 10. 11 第14回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第13回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 3 退職者の退職手当の返納を命ずる処分に関する調査審議及び答申について 4 有給休暇の承認の基準の特例に関する告示の制定について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度宮崎県職員採用試験(高等学校卒業程度)及び臨床検査技師採用試験第1次試験の実施状況並びに第1次試験合格者の決定について 2 令和4年度障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験の第1次試験の実施状況並びに第1次試験合格者の決定について 3 令和4年度警察官採用試験A(男性・女性・情報工学)第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 4 令和4年人事委員会報告及び勧告の実施状況について
4. 10. 21 第15回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第14回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 3 令和4年度障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験第2次試験合格者の決定について 4 地域手当に関する規則の一部改正について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の受験申込者数の状況について <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年九州各県人事委員会の報告・勧告の実施状況について
4. 11. 14 第16回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第15回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和4年度宮崎県職員採用試験(高等学校卒業程度)及び臨床検査技師採用試験の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の第1次試験の実施状況並びに第1次試験合格者の決定について 2 令和4年度警察官採用試験B(男性・女性・情報工学)の第1次試験の実施状況並びに第1次試験合格者の決定について 3 令和4年度勤務環境等に関する調査の実施について <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年各都道府県人事委員会の報告・勧告状況について 2 令和4年度年末確定交渉の結果概要について
4. 11. 25 第17回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第16回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 人事委員会事務局職員の人事異動について 3 職員の選考について 4 令和4年度宮崎県職員採用試験(追加募集)について 5 11月定例県議会へ提出された条例案に対する人事委員会の意見について 6 結婚休暇の取得期限の特例について
4. 12. 9 第18回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第17回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和4年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の第2次試験合格者の決定について 3 職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人事委員会規則等の一部改正等について
4. 12. 19 第19回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第18回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度宮崎県職員採用試験(追加募集)の受験申込者数の状況(中間)について
5. 1. 11 第20回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第19回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 派遣職員について 2 給与の支払監理及び勤務環境等に関する実地調査の実施について <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体のラスパイレス指数の状況について

開催年月日	定例 臨時 の別	議 案 等
5.1.24 第21回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第20回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について <p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員採用試験制度の見直しについて <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度宮崎県職員採用試験(追加募集)の第1次試験の実施状況並びに第1次試験合格者の決定について 2 令和4年度警察官採用試験B(男性・女性・情報工学)第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者活躍推進計画の実施状況について
5.2.8 第22回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第21回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 3 令和4年度宮崎県職員採用試験(追加募集)第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 4 令和5年度宮崎県職員採用試験日程について 5 令和5年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・警察事務を除く))等について 6 職員の級別基準職務を定める規則の一部改正について 7 組織改正に伴う人事委員会規則の一部改正について <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 宮崎県職員・警察官就職ガイダンスの開催について
5.2.20 第23回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第22回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 3 一般任期付職員の任期を定めた採用及び任期の更新に係る承認について 4 令和3年度職員採用試験(大学卒業程度)等採用候補者名簿の失効について 5 職員の任用に関する規則の一部改正について 6 2月定例県議会へ提出された条例案に対する人事委員会の意見について
5.3.8 第24回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第23回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 3 一般任期付職員の任期を定めた採用に係る承認について 4 定年引上げに伴う人事委員会規則等の一部改正等について 5 会計年度任用職員の給与の特例に関する協議について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度宮崎県職員採用試験合格者の内定状況について
5.3.16 第25回	臨 時	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第24回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 3 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う人事委員会規則等の一部改正について 4 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 5 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則等の一部改正について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度県職員採用試験(「一般行政・土木・農業土木(特別枠)」、「一般行政(社会人)」)の受験申込者数の状況(中間)について 2 時間外勤務命令の上限規制に係る「他律的業務の比重が高い部署」の追加指定について
5.3.24 第26回	定 例	<p>【議 案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第25回人事委員会(臨時会)の議事録の承認について 2 人事委員会事務局職員の人事異動について 3 宮崎県人事委員会障がい者活躍推進計画の改定について 4 職員の選考について 5 職員の級別基準職務を定める規則の一部改正について 6 「選考により採用する職」の承認について 7 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則に係る特例承認について 8 地域手当に関する規則の一部改正について <p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度警察官採用試験の基本方針について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の派遣について 2 給与の支払監理及び勤務環境等に関する実地調査の結果について

5 人事委員会規則の制定及び改廃の状況

規 則 等	公布年月日・規則番号	施行年月日 (適用年月日)
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	令和4年7月28日人事委規則第15号	5. 4. 1
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和4年9月15日人事委規則第16号	4.10. 1
地域手当に関する規則の一部を改正する規則	令和4年10月31日人事委規則第17号	4.10. 1
初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和4年12月14日人事委規則第18号	4.12.14 (4. 4. 1)
通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	令和4年12月14日人事委規則第19号	5. 4. 1
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和4年12月14日人事委規則第20号	4.12.14 (5. 4. 1一部) (4. 4. 1一部)
職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則	令和5年2月27日人事委規則第1号	5. 3.10
職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年2月27日人事委規則第2号	5. 3.10
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年2月27日人事委規則第3号	5. 3.10
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月2日人事委規則第4号	5. 4. 1
職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第5号	5. 4. 1 (5. 3.27一部)
市町村立学校職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第6号	5. 4. 1 (5. 3.27一部)
職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第7号	5. 4. 1
時間外勤務命令の上限時間等に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第8号	5. 4. 1
職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第9号	5. 4. 1
職員の分限に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第10号	5. 4. 1
職員の懲戒に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第11号	5. 4. 1
市町村学校職員の分限に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第12号	5. 4. 1
市町村学校職員の懲戒に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第13号	5. 4. 1
職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第14号	5. 4. 1
職員の給与に関する条例附則等第17項等の規定による給料に関する規則	令和5年3月27日人事委規則第15号	5. 4. 1
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第16号	5. 4. 1
初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第17号	5. 4. 1
再任用短時間勤務職員等の給料月額の上端数計算に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第18号	5. 4. 1
給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第19号	5. 4. 1
教職調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第20号	5. 4. 1
職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第21号	5. 4. 1
初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第22号	5. 4. 1
住居手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第23号	5. 4. 1

規 則 等	公布年月日・規則番号	施行年月日 (適用年月日)
通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第24号	5. 4. 1
単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第25号	5. 4. 1
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第26号	5. 4. 1
定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第27号	5. 4. 1
産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第28号	5. 4. 1
農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第29号	5. 4. 1
時間外勤務手当の支給割合等に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第30号	5. 4. 1
管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第31号	5. 4. 1
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第32号	5. 4. 1
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第33号	5. 4. 1
給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第34号	5. 4. 1
職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	令和5年3月27日人事委規則第35号	5. 4. 1
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月30日人事委規則第36号	5. 4. 1
宮崎県人事委員会事務局が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月30日人事委規則第37号	5. 4. 1
初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月30日人事委規則第38号	5. 4. 1
職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月30日人事委規則第39号	5. 4. 1
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月30日人事委規則第40号	5. 4. 1
地域手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月31日人事委規則第41号	5. 4. 1
職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則	令和5年3月31日人事委規則第42号	5. 4. 1

6 条例の制定・改廃に関する意見回答

議 案 名	回答年月日	回 答 内 容
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	4. 9. 7	異議ありません
職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	4. 11. 25	異議ありません
職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	4. 11. 25	異議ありません
市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	4. 11. 25	異議ありません
地方警察職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例	4. 11. 25	異議ありません
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	4. 11. 25	異議ありません
市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例	4. 11. 25	異議ありません
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	5. 2. 20	異議ありません

7 歴代人事委員就任、退任状況

(令和5年4月1日現在)

委員名	就任年月日	退任年月日	備考
高橋隆道	S26. 6. 12	S27. 8. 10	初代委員長(S26. 6. 14～S27. 8. 10)
門川 暴	S26. 6. 12	S27. 5. 18	死亡退職
宗像英二	S26. 6. 12	S30. 1. 10	3代委員長(S28. 9. 4～S29. 4. 14)
曾木重貴	S27. 7. 22 S28. 6. 26	S28. 1. 20 S28. 12. 24	
中村 肇	S27. 9. 29 S28. 6. 26	S28. 6. 11 S32. 6. 25	2代委員長(S27. 10. 8～S28. 6. 11) 5代委員長(S29. 9. 15～S30. 6. 15)
栗原一男	S28. 12. 25 S29. 7. 9	S29. 6. 11 S32. 7. 31	4代委員長(S29. 4. 15～S29. 6. 11)
榑本輝義	S30. 6. 16 S34. 7. 1	S34. 6. 15 S38. 6. 1	6代委員長(S30. 7. 1～S38. 6. 1) 死亡退職
坂田春男	S32. 8. 9 S36. 10. 12	S36. 8. 8 S40. 10. 11	
杉原精一	S32. 9. 16 S33. 8. 15 S37. 8. 15	S33. 7. 8 S37. 8. 14 S41. 8. 14	
斉藤一夫	S38. 7. 1	S42. 6. 30	7代委員長(S38. 7. 1～S41. 6. 30)
岩切 護	S40. 10. 12	S42. 7. 4	8代委員長(S41. 7. 1～S42. 7. 4)
藤崎晴誓	S41. 9. 16	S42. 7. 4	
蒲生昌作	S42. 7. 7	S43. 12. 23	9代委員長(S42. 7. 7～S43. 12. 23)
山内安朗	S42. 7. 7	S44. 3. 31	
富高憲晃	S44. 1. 27	S44. 3. 31	10代委員長(S44. 1. 27～S44. 3. 31)
田内市郎	S44. 4. 1 S44. 10. 12	S44. 10. 11 S46. 8. 6	11代委員長(S44. 4. 1～S46. 8. 6)
川越光明	S44. 4. 1 S45. 9. 29 S49. 10. 8	S45. 9. 15 S49. 9. 28 S53. 10. 7	13代委員長(S48. 10. 15～S49. 9. 28) 14代委員長(S49. 10. 8～S53. 10. 7)
小倉庄八	S46. 7. 15	S48. 6. 15	

委員名	就任年月日	退任年月日	備考
豊留勉	S46.10.1	S48.10.11	12代委員長(S46.10.4~S48.10.11)
杉本勤	S42.7.7 S48.7.9 S50.7.19 S54.7.19 S58.7.19 S62.7.19 H3.7.19	S46.7.6 S50.7.14 S54.7.18 S58.7.18 S62.7.18 H3.7.18 H7.7.18	
廣瀬與一	S48.10.12 S52.10.25 S56.10.25	S52.10.11 S56.10.24 S60.10.24	15代委員長(S53.10.12~S56.10.24) 16代委員長(S56.10.25~S60.10.24)
南崎洋史	S53.10.8 S57.10.8	S57.10.7 S59.6.21	
江夏順吉	S59.7.7	S60.10.7	
後藤一高	S60.10.25 H元.10.25 H5.10.25 H9.10.25	H元.10.24 H5.10.24 H9.10.24 H13.10.24	17代委員長(S60.10.25~H元.10.24) 18代委員長(H元.10.25~H5.10.24) 19代委員長(H5.10.25~H9.10.24) 20代委員長(H9.10.25~H13.10.24)
谷口善弘	S60.12.11 S61.10.8 H2.10.8 H6.10.8	S61.10.7 H2.10.7 H6.10.7 H10.10.7	
佐藤安正	H7.7.19 H11.7.19 H15.7.19	H11.7.18 H15.7.18 H19.7.18	
酒井盛行	H10.10.8	H14.10.7	
岡田章一	H13.10.25	H17.10.24	21代委員長(H13.10.30~H17.10.24)
久田ヤヨイ	H14.10.8	H18.10.7	
黒木奉武	H17.10.25 H21.10.25	H21.10.24 H23.9.30	22代委員長(H17.10.31~H21.10.24) 23代委員長(H21.10.27~H23.9.30)
江夏由宇子	H18.10.8 H22.10.8 H26.10.8	H22.10.7 H26.10.7 H30.10.7	
郷俊介	H19.7.19 H23.7.19 H27.7.19	H23.7.18 H27.7.18 R1.7.18	
村社秀継	H23.10.1 H25.10.25	H25.10.24 H29.10.24	24代委員長(H23.10.5~H25.10.24) 25代委員長(H25.10.25~H29.10.24)

委員名	就任年月日	退任年月日	備考
濱 砂 公 一	H29. 10. 25	R 3. 10. 24	26代委員長 (H29. 11. 10～R 3. 10. 24)
山 口 ひろみ	H30. 10. 8 R 4. 10. 8	R 4. 10. 7 (現 在)	
黒 木 昭 秀	R 1. 7. 19	(現 在)	
佐 藤 健 司	R 3. 10. 25	(現 在)	27代委員長 (R 3. 11. 10～ 現在)

8 事務局

(1) 組織

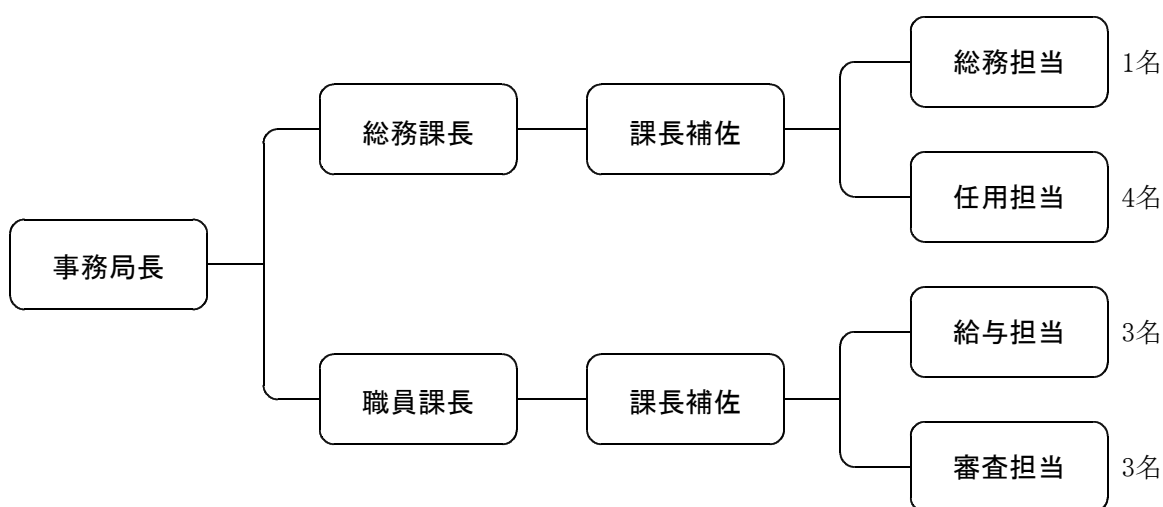
昭和26年6月14日付けで初代事務局長が任命され、総務課、調査課の2課制で、職員18名をもって発足した。

昭和57年4月1日付けの組織改正により、調査課を職員課に改め、課にそれぞれ課長補佐を配置し、係について、庶務係の名称を総務係に変更し、任用係と職員係を統合して任用係とした。

また、任用係を総務課へ、給与係を職員課へそれぞれ移管した。

平成16年4月1日付けで定数が18名から15名となった。

平成17年4月1日から係制を廃し、担当制を導入した。



(2) 職員の現員（令和5年4月1日現在）

	事務局長	課長	課長補佐	専門主幹	主幹	主査	主任主事	主事	計
現員	1	2	2	1	2	2	2	4	16

(3)分掌事務

○総務課

- 1 事務局職員の任免、服務その他人事に関する事。
- 2 事務局職員の研修及び福利厚生に関する事。
- 3 委員会等の公印管守に関する事。
- 4 文書の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 5 予算及び会計に関する事。
- 6 財産及び物品の管理に関する事。
- 7 人事委員会の議事に関する事。
- 8 人事委員会規則その他諸規程の制定に関する事。
- 9 広報に関する事。
- 10 業務の状況の報告に関する事。
- 11 職員の研修に関する計画の立案及び勧告に関する事。
- 12 職員の営利企業等の関与及び従事制限その他服務に関する事。
- 13 職員の競争試験及び選考に関する事。
- 14 任用候補者名簿の作成及びこれによる任用方法の制定に関する事。
- 15 人事行政に関する事項の調査、人事記録の管理その他人事に関する統計報告の作成に関する事。
- 16 職員の任命方法基準の制定に関する事。
- 17 条件附採用又は臨時的任用の統制に関する事。
- 18 職員の定年等に関する事。
- 19 人事評価、研修その他職員に関する制度の研究に関する事。
- 20 他課の主管に属さない事務に関する事。

○職員課

- 1 職員の人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究に関する事。
- 2 給与・勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関する事。
- 3 職員に対する給与支払の監理に関する事。
- 4 職員の苦情の処理に関する事。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。
- 6 職員に対する不利益な処分についての審査請求の審査に関する事。
- 7 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事。
- 8 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求に関する事。
- 9 職員の分限及び懲戒に関する事。
- 10 職員の労働基準監督に関する事。
- 11 職員団体に関する事。
- 12 退職管理に関する任命権者に対する調査の要求等に関する事。

9 歴代事務局長就任、退任状況

(令和5年4月1日現在)

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
石川真澄	昭和 26. 6. 14	昭和 34. 5. 21	
藤崎晴誓	〃 34. 5. 22	〃 41. 3. 31	退職
染矢武男	〃 41. 4. 1	〃 42. 7. 19	地方労働委員会事務局長へ
永井秀雄	〃 42. 7. 20	〃 44. 3. 31	消防学校長へ
田内市郎	〃 44. 4. 1	〃 46. 8. 6	福祉生活部長へ
村上幸一	〃 46. 8. 7	〃 53. 3. 31	議会事務局長へ
辺保真一	〃 53. 4. 1	〃 55. 3. 31	福祉生活部長へ
杉尾三夫	〃 55. 4. 1	〃 57. 3. 31	福祉生活部長へ
中島茂樹	〃 57. 4. 1	〃 58. 3. 31	議会事務局長へ
甲斐俊則	〃 58. 4. 1	〃 59. 3. 31	退職
森山博	〃 59. 4. 1	〃 60. 3. 31	退職
松野義臣	〃 60. 4. 1	〃 62. 3. 31	福祉生活部長へ
緒方信	〃 62. 4. 1	平成 2. 3. 31	退職
岩切成正	平成 2. 4. 1	〃 3. 3. 31	退職
稲留一哉	〃 3. 4. 1	〃 4. 3. 31	東京事務所長へ
児玉純一	〃 4. 4. 1	〃 5. 3. 31	総合博物館長へ
安藤忠恕	〃 5. 4. 1	〃 7. 3. 31	商工労働部長へ
溝口晃	〃 7. 4. 1	〃 8. 3. 31	農政水産部長へ
長山登志男	〃 8. 4. 1	〃 9. 3. 31	東京事務所長へ
藤崎翼	〃 9. 4. 1	〃 10. 3. 31	生活環境部長へ
佐野芳弘	〃 10. 4. 1	〃 11. 3. 31	県参事へ(商工労働部)
浜田範幸	〃 11. 4. 1	〃 12. 3. 31	生活環境部長へ
川崎浩康	〃 12. 4. 1	〃 13. 3. 31	総務部長へ
新垣隆正	〃 13. 4. 1	〃 14. 3. 31	総務部長へ
伊藤惇一	〃 14. 4. 1	〃 15. 3. 31	総務部長へ
中原健次	〃 15. 4. 1	〃 15. 8. 27	地方労働委員会事務局長へ
仲田俊彦	〃 15. 8. 28	〃 17. 3. 31	県参事へ(商工観光労働部)
渡辺義人	〃 17. 4. 1	〃 19. 3. 31	総務部長へ
大野俊郎	〃 19. 4. 1	〃 21. 3. 31	退職
太田英夫	〃 21. 4. 1	〃 23. 3. 31	退職
四本孝	〃 23. 4. 1	〃 24. 3. 31	総務部長へ

氏 名	就任年月日	退任年月日	備 考
内 戸 保 博 秋	平成 24. 4. 1	平成 26. 3. 31	宮崎県立図書館長へ
亀 田 博 昭	〃 26. 4. 1	〃 28. 3. 31	退 職
金 子 洋 士	〃 28. 4. 1	〃 29. 3. 31	宮崎県立図書館長へ
原 田 幸 二	〃 29. 4. 1	〃 31. 3. 31	退 職
吉 村 久 人	〃 31. 4. 1	令和 2. 3. 31	総務部長へ
小 田 光 男	令和 2. 4. 1	〃 3. 3. 31	危機管理統括監へ
福 嶋 清 美	〃 3. 4. 1	〃 4. 3. 31	退 職
日 高 幹 夫	〃 4. 4. 1	〃 5. 3. 31	退 職
田 村 伸 夫	〃 5. 4. 1	(現 在)	

第 2 章

任 用 関 係

1 採用試験の概要

令和4年度の採用試験は、大学卒業程度、高等学校卒業程度、保健師、臨床検査技師、警察官A（男性・女性・情報工学）、警察官B（男性・女性・情報工学）に係る競争試験及び障がい者、就職氷河期世代を対象とする採用選考試験について実施した。

※技術職（特別枠）については、新たな区分試験「土木特別枠、農業土木特別枠」を実施。

なお、警察官A（男性）については警視庁・滋賀県と、警察官B（男性）については、警視庁・滋賀県・大阪府との間に地方公務員法第18条第1項の規定による協定を締結し、共同採用試験を実施した。

採用試験における受験者は、総数1,369人で令和3年度の1,503人に比べ134人（8.9%）減少した。それを試験の種類別にみると、大学卒業程度（社会人以外の区分試験）8人（1.3%）減、大学卒業程度（社会人）57人（32.0%）減、高等学校卒業程度1人（0.4%）増、保健師8人（33.3%）減、臨床検査技師増減なし、警察官A（男性）5人（6.3%）増、警察官A（女性）5人（20.8%）減、警察官A（情報工学）3人（300%）増、警察官B（男性）35人（29.2%）減、警察官B（女性）35人（53.0%）減、警察官B（情報工学）増減なし、障がい者採用選考は6人（46.2%）増、就職氷河期世代を対象とした採用選考9人（10.6%）増となっている。

令和4年度の採用試験の実施日程、受験資格及び実施結果は第1表から第5表で示すとおりである。

第1表 採用試験の実施日程

種類	公告日	申込受付期間	第1次試験日	1次合格発表日	第2次試験日	最終合格発表日	第1次試験地	
大学卒業程度	一般行政(特別枠)	R4.2.24	R4.3.1 ～R4.3.31	R4.4.6 ～R4.4.22	R4.4.27	R4.5.9 ～R4.5.18	R4.5.27	テストセンター (全国47都道府県) 宮崎市
						R4.5.19 ～R4.5.20	R4.6.10	
	一般行政(社会人)	R4.3.25 ～R4.4.28	R4.4.11 ～R4.5.9	R4.5.13	R4.5.27 ～R4.5.29	R4.6.19 R4.7.3	R4.6.22	
							R4.7.21	
	技術職(社会人)	R4.11.28	R4.11.28 ～R5.1.6	R4.4.25 ～R4.5.25	R4.5.31	R4.6.19 R4.7.3	R4.7.12	
							R4.7.21	
技術職(社会人以外)	R4.4.21	R4.4.22 ～R4.5.20	R4.6.19	R5.1.13	R5.1.21	R5.2.9	宮崎市 福岡市 東京都	
技術職(特別枠・社会人追加)	R4.7.14	R4.7.15 ～R4.8.24	R4.9.25	R4.10.3	R4.10.12 R4.10.24 ～R4.10.28	R4.11.15	宮崎、都城 延岡、日南	
一般行政 警察事務	R4.2.24	R4.3.25 ～R4.4.28	R4.4.25 ～R4.5.25	R4.5.31	R4.6.19 R4.6.27 ～R4.6.28	R4.7.12	テストセンター (全国47都道府県) 宮崎市	
高等学校卒業程度	R4.7.14	R4.7.15 ～R4.8.24	R4.9.25	R4.10.3	R4.10.12 R4.10.26	R4.11.15	宮崎、都城 延岡、日南	
保健師	R4.2.24	R4.3.25 ～R4.4.28	R4.4.25 ～R4.5.25	R4.5.31	R4.6.19 R4.6.27 ～R4.6.28	R4.7.12	テストセンター (全国47都道府県) 宮崎市	
臨床検査技師	R4.7.14	R4.7.15 ～R4.8.24	R4.9.25	R4.10.3	R4.10.12 R4.10.26	R4.11.15	宮崎、都城 延岡、日南	
警察官	A	R4.4.21	R4.4.22 ～R4.5.20	R4.7.10 R4.7.11 ～R4.7.12	R4.7.27	R4.8.10 R4.9.10 ～R4.9.11	R4.9.22	宮崎市
	B	R4.7.14	R4.7.15 ～R4.8.24	R4.10.16 R4.10.18 ～R4.10.20	R4.11.2	R4.11.11 R4.12.12 ～R4.12.13	R4.12.26	宮崎、都城 延岡、日南
障がい者を対象とする 採用選考試験	R4.8.1	R4.8.2 ～R4.8.24	R4.9.25	R4.9.30	R4.10.13	R4.10.24	宮崎市	
就職氷河期世代を対象 とする採用選考試験	R4.9.12	R4.9.13 ～R4.10.7	R4.10.30	R4.11.9	R4.11.26 ～R4.11.27	R4.12.12	宮崎市	

※警察官B（男性・女性・情報工学）の身体測定・体力検査の試験地は宮崎市のみ。

第2表 採用試験の受験資格

種 類		受 験		資 格						
		年 齢 ・ 学 歴		そ の 他						
大学卒業程度	下記以外の区分試験	①平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（満21歳以上満29歳未満の者） ②平成13年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者若しくは令和5年3月31日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者								
	土木特別枠 農業土木特別枠	平成5年4月2日以降に生まれた者で大学（人事委員会が同等と認めるものを含む。）を卒業した者若しくは令和5年3月31日までに卒業見込みの者								
	社会人対	昭和57年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者（満29歳以上満40歳未満の者）								
高等学	校	平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者（満17歳以上満21歳未満の者）								
保 健 師		平成5年4月2日以降に生まれた者（満29歳未満の者）		保健師の免許を有する者又は令和4年度保健師国家試験において免許を取得見込みの者						
臨 床 検 査 技 師		平成5年4月2日以降に生まれた者（満29歳未満の者）		臨床検査技師の免許を有する者又は令和4年度臨床検査技師国家試験において免許を取得見込みの者						
警 察 官	A	男 性	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）の卒業者若しくは令和5年3月末日までに卒業見込みの者又は志望する各都県の人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者で昭和62年4月2日以降に生まれた者（満35歳未満の者）		身体測定の基準 職務遂行に支障のない身体状態であること					
		女 性	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）の卒業者若しくは令和5年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者で昭和62年4月2日以降に生まれた者（満35歳未満の者）							
	情 報 工 学	※情報工学については、独立行政法人情報処理推進機構が実施する国家試験に合格している者		身体検査の基準 <table border="1"> <tr> <td>視 力</td> <td>両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること</td> </tr> <tr> <td>色 覚</td> <td rowspan="2">職務遂行に支障のないこと</td> </tr> <tr> <td>聴 力</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table>		視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること	色 覚	職務遂行に支障のないこと	聴 力
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること									
色 覚	職務遂行に支障のないこと									
聴 力										
その他										
官	B	男 性	警察官A受験資格該当者以外の者で、昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者（満17歳以上満35歳未満の者）							
		女 性								
		情 報 工 学	※情報工学については、独立行政法人情報処理推進機構が実施する国家試験に合格している者							
障がい者を対象とする採用選考試験		平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者（満17歳以上満29歳未満の者）		身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している者等						
就職氷河期世代を対象とする採用選考試験		昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者		令和3年9月1日から令和4年8月31日までの間に正規雇用労働者として雇用されていない者						

第3表 採用試験の実施結果

種類	区分試験	当初採用 予定 人	受験 申込 者 数 A人	第1次試験		第2次試験			
				受験 者 数 B人	合格 者 数 C人	受験 者 数 D人	合格 者 数 E人	合格 率 E÷B %	競争 倍 率 B÷E 倍
大 卒 程 度	一般行政特別枠	10	324	255	81	69	30	11.8%	8.5
	土木特別枠	5	16	13	13	11	8	61.5%	1.6
	土木特別枠（追加）	2	5	4	4	3	2	50.0%	2.0
	農業土木特別枠	1	4	3	2	2	2	66.7%	1.5
	農業土木特別枠（追加）	1	2	2	2	2	2	100.0%	1.0
	一般行政	50	252	192	120	108	60	31.3%	3.2
	警察事務	3	28	16	8	8	4	25.0%	4.0
	心 理	1	6	5	5	5	3	60.0%	1.7
	社会福祉	1	6	6	5	3	1	16.7%	6.0
	電 気	1	4	3	3	3	2	66.7%	1.5
	機 械	1	10	8	5	5	2	25.0%	4.0
	土 木	9	11	9	9	9	8	88.9%	1.1
	建 築	3	7	6	6	5	4	66.7%	1.5
	化 学	1	13	9	9	8	5	55.6%	1.8
	農 業	5	31	28	27	26	13	46.4%	2.2
	農業土木	1	2	2	1	1	1	50.0%	2.0
	畜 産	1	13	8	8	6	4	50.0%	2.0
	林 業	3	9	8	8	6	6	75.0%	1.3
	水 産	1	12	8	8	7	4	50.0%	2.0
	管理栄養士	1	20	17	5	3	2	11.8%	8.5
	小 計	101	775	602	329	290	163	27.1%	3.7
	一般行政（社会人）	5	159	117	31	31	7	6.0%	16.7
	土木（社会人）	2	2	1	1	1	1	100.0%	1.0
	土木（社会人）追加	2	3	1	1	1	1	100.0%	1.0
	農業土木（社会人）	1	0	0	—	—	—	—	—
	農業土木（社会人）追加	1	2	0	—	—	—	—	—
林業（社会人）	1	4	2	1	1	1	50.0%	2.0	
林業（社会人）追加	2	1	0	—	—	—	—	—	
小 計	14	171	121	34	34	10	8.3%	12.1	
高 卒 程 度	一般事務	21	219	185	60	59	39	21.1%	4.7
	警察事務	3	59	51	24	23	13	25.5%	3.9
	電 気	1	4	3	2	2	1	33.3%	3.0
	土 木	6	26	22	19	19	14	63.6%	1.6
	農業土木	2	10	9	8	8	6	66.7%	1.5
	林 業	2	3	3	3	3	3	100.0%	1.0
	合 計	35	321	273	116	114	76	27.8%	3.6
保健師		5	16	16	16	15	8	50.0%	2.0
臨床検査技師		2	22	19	6	2	2	10.5%	9.5
障がい者 選考	一般事務	2	20	19	8	7	3	15.8%	6.3
就職氷河期 世代選考	一般事務	3	117	94	17	16	6	6.4%	15.7
警 察 官	A 男性	26	118	85	79	70	34	40.0%	2.5
	A 女性	9	35	19	18	15	10	52.6%	1.9
	A 情報工学	1	5	4	4	3	2	50.0%	2.0
	B 男性	25	181	85	76	70	31	36.5%	2.7
	B 女性	9	79	31	30	29	13	41.9%	2.4
	B 情報工学	1	3	1	1	1	0	0.0%	—
	合 計	71	421	225	208	188	90	40.0%	2.5
合 計		233	1,863	1,369	734	666	358	26.2%	3.8
前年度合計		211	1,943	1,503	698	590	303	20.2%	5.0

注) 「当初採用予定」とは試験案内公告時点のものである。

第4表 各種試験の受験者と合格者の推移

単位：人

年度	種類 区分	大卒程度	高卒程度	保健師	臨床検査技師	警察官		障がい者選考	就職氷河期世代選考	合計
						A B	(男性) (女性)			
29	受験者	652	290	24	21	A (男性) (女性)	160 23	7		1,350
						B (男性) (女性)	124 41			
	合格者	149	44	9	5	A (男性) (女性)	38 6	3		301
						B (男性) (女性)	35 8			
30	受験者	512	267	17	26	A (男性) (女性)	121 29	11		1,209
						B (男性) (女性)	162 53			
	合格者	134	44	5	4	A (男性) (女性)	30 10	5		298
						B (男性) (女性)	46 12			
R元	受験者	472	313	9	18	A (男性) (女性)	118 20	20		1,192
						B (男性) (女性)	166 50			
	合格者	159	40	6	2	A (男性) (女性)	54 10	2		338
						B (男性) (女性)	47 14			
R2	受験者	748	311	13	18	A (男性) (女性)	103 24	18	143	1,600
						B (男性) (女性)	158 64			
	合格者	179	46	4	2	A (男性) (女性)	47 12	3	3	348
						B (男性) (女性)	36 16			
R3	受験者	788	272	24	19	A (男性) (女性) (情報工学)	80 24 1	23	85	1,503
						B (男性) (女性) (情報工学)	120 66 1			
	合格者	159	60	6	2	A (男性) (女性) (情報工学)	22 9 1	4	4	303
						B (男性) (女性) (情報工学)	23 13 0			
R4	受験者	723	273	16	19	A (男性) (女性) (情報工学)	85 19 4	19	94	1,369
						B (男性) (女性) (情報工学)	85 31 1			
	合格者	173	76	8	2	A (男性) (女性) (情報工学)	34 10 2	3	6	358
						B (男性) (女性) (情報工学)	31 13 0			

第5表 警察官採用共同試験依頼都府県別受験者の推移〔A、Bの合計〕

単位：人

都府県 年 度	東 京	滋 賀	大 阪	兵 庫	計
3 0	8	4	0	6	1 8
R 元	1 0	1	0	1	1 2
R 2	5	0	0		5
R 3	7	5	1		1 3
R 4	4	3	0		7

2 人材確保対策

地方分権の進展や、高度化、多様化する地域住民のニーズに対応するため、幅広い視野と柔軟性のある優れた人材を確保し、育成することが求められている。このためパンフレット、ホームページでの広報、動画やSNSを活用した情報発信、Web等による説明会の実施など試験案内活動の強化を図るとともに、技術系職種の受験者の掘り起こしを目的に創設した「宮崎県庁ナビゲータ」と希望者との面談等の実施など、積極的に優れた人材の確保に取り組んだ。

3 採用候補者名簿からの採用概況

令和3年度に作成された採用候補者名簿からの採用状況は、第6表に示すとおりで、大卒程度125人、高卒程度36人、保健師6人、臨床検査技師2人、警察官A（男性）15人、警察官A（女性）7人、警察官A（情報工学）1人、警察官B（男性）22人、警察官B（女性）12人の総数で226人となっており、前年度と比較すると総数では28人（11.0%）減となっている。

一方、採用候補者名簿の中には、本県以外の公務員等への就職者等があり、これらによる辞退者等の数は61人で、全体の約20.7%になっている。

第6表 令和3年度採用候補者名簿からの採用状況

単位：人

名簿の名称	名簿の確定 年 月 日	区 分 試 験	採用予 定者数 (最終)	名簿登 載者数	採 用 者 数	辞 退 者 等	名簿残 存者数
令和3年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度) 採用候補者名簿	令3.8.10	一般行政	45	59	45	14	
	令3.5.26	一般行政 特別	19	25	20	1	4
	令3.8.10	警察事務	3	5	3	1	1
	令3.7.9	心理	2	2	2		
		社会福祉	1	2	2		
		電 気	1	1	1		
		土 木	14	14	10	4	
		建 築	4	3	1	2	
		化 学	3	2	2		
		農 業	11	13	12	1	
		農業土木	2	2	2		
		畜 産	5	5	4	1	
		林 業	4	5	4	1	
		水 産	3	4	3		1
		管理栄養士	2	3	3		
計	119	145	114	25	6		
令3.6.10	一般行政 (社会人)	9	10	8	2		
令3.7.19	機 械 (社会人)	1	2	2			
	土 木 (社会人)	2	2	1	1		
	計	12	14	11	3	0	
令和3年度宮崎県職員採用試験 (高等学校卒業程度) 採用候補者名簿	令3.11.10	一般事務	21	30	21	7	2
		警察事務	4	5	3	2	
		電 気	1	2	1	1	
		土 木	10	14	6	8	
		農業土木	4	7	3	4	
		林 業	2	2	2		
		計	42	60	36	22	2
令和3年度宮崎県保健師 採用試験採用候補者名簿	令3.7.9	保 健 師	5	6	6		
令和3年度宮崎県臨床検査技師 採用試験採用候補者名簿	令3.11.10	臨床検査技師	1	2	2		
令和3年度宮崎県警察官採用試験A 採用候補者名簿	令3.9.21	A(男性)	18	22	15	7	
令和3年度宮崎県警察官採用試験A 採用候補者名簿		A(女性)	9	9	7	2	
令和3年度宮崎県警察官採用試験A 採用候補者名簿		A(情報工学)	1	1	1		
令和3年度宮崎県警察官採用試験B 採用候補者名簿	令3.12.20	B(男性)	18	23	22	1	
令和3年度宮崎県警察官採用試験B 採用候補者名簿		B(女性)	11	13	12	1	
合 計			236	295	226	61	8

4 採用候補者名簿の失効

職員の任用に関する規則第29条第1項の規定により、名簿確定後1年以上経過したこと、名簿に登載された任用候補者がすべて削除されたこと、又は名簿の対象となっている職について新たに名簿が作成されたことにより令和5年2月20日付けで令和3年度職員採用試験（大学卒業程度）、職員採用試験（大学卒業程度（社会人））、職員採用試験（高等学校卒業程度）、保健師採用試験、臨床検査技師採用試験、警察官採用試験A（男性・女性・情報工学）、警察官採用試験B（男性・女性）採用候補者名簿を失効させた。

また、その旨を関係各任命権者に通知した。

5 職員の任用及び退職の状況

(1) 職員の定数と現員

ア 定数の状況

令和4年4月1日現在における宮崎県職員定数条例、宮崎県教育関係職員定数条例及び地方警察職員の定員に関する条例に定める定数の総数は8,280人（前年度8,280人）である。

（この定数には、県立学校及び市町村立学校職員は含まれていない。）

過去の5年間の各年ごとの定数の推移は、第7表のとおりである。

第7表 定数の推移

単位：人

年月日	知事部局	企業局	病院局	議会事務局	選挙管理委員会	監査事務局	教育委員会		労働委員会	人事事務局	海区委事務局	警察本部		合計
							事務局	学校以外の教育機関				警察官	警察方官警以外職員の員	
平30.4.1	3,855	117	1,387	37	4	17	371		10	15	2	2,034	321	8,170
平31.4.1	3,855	117	1,387	37	4	17	371		10	15	2	2,034	321	8,170
令2.4.1	3,713	126	1,520	37	4	17	371		10	15	2	2,034	321	8,170
令3.4.1	3,713	126	1,630	37	4	17	371		10	15	2	2,034	321	8,280
令4.4.1	3,713	126	1,630	37	4	17	371		10	15	2	2,034	321	8,280

イ 現員の状況

令和4年4月1日における本県職員（教育職員、警察官を含む。）の総数は、17,090人（前年度17,128）で部局別、給料表別職員数は、第8表のとおりである。

第8表 部局別、給料表別職員数

単位：人

職員 区分	部局 給料表	知 事 部 局	企 業 局	病 院 局	議 会 事 務 局	選 挙 管 理 委 員 会	監 査 事 務 局	教 育 委 員 会				労 働 委 事 務 局	人 事 委 事 務 局	海 区 委 事 務 局	警 察 本 部	合 計
								事 務 局	学 校 以 外 の 教 育 機 関	県 立 学 校	市 町 村 立 学 校					
一 般 職 員	行政職	3,032	122	66	32	4	18	188	170	208	287	9	15	2	269	4,422
	研究職	160													21	181
	医療職 (一)	25		216												241
	医療職 (二)	244		239							2					485
	医療職 (三)	148		1,070											2	1,220
	小計	3,609	122	1,591	32	4	18	188	170	208	289	9	15	2	292	6,549
教 育 職 員	教育職 (一)															
	教育職 (二)									2,703						2,703
	市町村立 学校										5,840					5,840
警 察 職 員	公安職														1,998	1,998
非現業職員計		3,609	122	1,591	32	4	18	188	170	2,911	6,129	9	15	2	2,290	17,090
現 業 職 員	現業職															
合 計		3,609	122	1,591	32	4	18	188	170	2,911	6,129	9	15	2	2,290	17,090

(2) 選考の状況

職員の採用選考

職員の任用は、地方公務員法上、受験成績又はその他の能力の実証に基づいて行うものとされているが、試験を行っても十分な競争者が得られないと認められる職等については、人事委員会の承認を得て選考により採用が行われる。

令和4年度の採用選考者数は383人（前年度335人）で、任命権者別、給料表別の採用状況は第9表のとおりである。

第9表 任命権者別、給料表別採用状況

単位：人

任命権者	給料表						計
	行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	
知事	129			3	11		143
病院局長	5			68	5	90	168
教育委員会	62						62
警察本部長	4	5	1				10
計	200	5	1	71	16	90	383

(3) 退職の状況

令和3年度における退職者は1,012人(前年度917人)で、これを退職原因別に分類すると第10表のとおりである。

第10表 原因別退職者数

単位：人

原因	部 局				教育委員会		警 察 本 部		合計	
	知事 部局	病院局	企業局	各種 委員会	一 職 般 員	教 職 育 員	一 職 般 員	警 察 官		
定 年	127	10		4	16	325	2	48	532	
勸奨退職							2	3	5	
希望退職	22	4			4	61	1	6	98	
普通 退職	一身上 の都合	38	110			12	153	4	19	336
	割 愛	10								23
	免 職	1								5
	死 亡	3						1	2	13
	計	52	110			12	177	5	21	377
合 計	201	124	0	4	32	563	10	78	1,012	

6 人事行政調査の実施

地方行政の複雑かつ多様化に伴い、ますます公務能率の向上が要請されているところであるが、人事委員会は、各都道府県等の人事行政の現況について調査し、人事委員会の業務運営の参考としている。

第 3 章

給 与 関 係

1 職員の給与等の実態

人事委員会は、職員の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得るために毎年県職員給与等実態調査を実施している。調査の対象となる職員は、4月1日現在で職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける常勤職員（休職者、育児休業の承認を受けた職員、再任用職員、臨時的任用職員、自己啓発等休業職員、育児短時間勤務職員を除く。）となっている。

令和4年4月1日現在で実施した調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 職員数

給料表別職員数は第11表に示すとおりであり、総職員数は14,615人で前年と比較して111人（0.8%）減少している。

第11表 給料表別職員数

区 分		職 員 数 (人)		構 成 比 (%)	
		R3年	R4年	R3年	R4年
全	職 員	14,726	14,615	100.0	100.0
	う ち 行 政 職 員	4,186	4,171	28.4	28.5
県 関 係 職 員	計	9,006	8,951	61.2	61.2
	行 政 職	3,922	3,921	26.6	26.8
	公 安 職	1,984	1,966	13.5	13.5
	教 育 職	2,529	2,492	17.2	17.1
	研 究 職	170	172	1.2	1.2
	医 療 職 (一)	37	39	0.3	0.3
	医 療 職 (二)	234	229	1.6	1.6
	医 療 職 (三)	130	132	0.9	0.9
市学	計	5,720	5,664	38.8	38.8
町校	教 育 職	5,455	5,412	37.0	37.0
村職	学 校 栄 養 職	1	2	0.0	0.0
立員	事 務 職	264	250	1.8	1.7

(注) 各欄の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にならない。

(2) 職員の平均年齢及び男女別構成

職員の平均年齢及び男女別構成は第12表に示すとおりであり、前年と比較すると平均年齢は0.3歳下がり、男女別構成では女性の割合が0.5ポイント増加した。

第12表 給料表別平均年齢及び男女別職員構成

区 分		平均年齢(歳)		男女別構成比 (%)			
		R3年	R4年	R3年		R4年	
				男	女	男	女
全	職員	42.8	42.5	61.7	38.3	61.2	38.8
	うち行政職員	41.9	41.7	73.1	26.9	73.0	27.0
県 関 係 職 員	計	41.7	41.6	72.4	27.6	71.8	28.2
	行政職	41.9	41.7	74.4	25.6	74.4	25.6
	公安職	37.3	37.4	91.5	8.5	90.7	9.3
	教育職	44.9	44.8	58.5	41.5	57.6	42.4
	研究職	41.8	41.4	79.4	20.6	77.3	22.7
	医療職(一)	37.8	38.3	78.4	21.6	74.4	25.6
	医療職(二)	41.8	42.1	54.3	45.7	52.8	47.2
	医療職(三)	40.1	40.0	9.2	90.8	9.1	90.9
市学	計	44.4	43.9	45.0	55.0	44.4	55.6
町校	教育職	44.6	44.0	44.6	55.4	44.1	55.9
村職	学校栄養職	X	37.5	X	X	—	100.0
立員	事務職	41.4	41.2	53.8	46.2	51.2	48.8

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下第13表及び第17表において同じ。)

(3) 職員の学歴別構成

職員の学歴別構成は第13表に示すとおりである。

第13表 給料表別学歴別職員構成

(単位：%)

区 分		R3年				R4年			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全	職 員	80.4	5.9	13.1	0.6	80.7	5.7	13.1	0.5
	うち行政職員	70.8	2.3	25.2	1.8	71.3	2.3	24.9	1.6
県 関 係 職 員	計	76.1	3.1	20.0	0.8	76.5	2.8	20.0	0.7
	行政職	72.8	2.0	23.6	1.6	73.3	1.9	23.4	1.4
	公安職	58.3	1.5	40.2	—	58.2	1.5	40.3	—
	教育職	92.4	4.2	2.9	0.5	92.6	4.0	3.0	0.4
	研究職	96.5	2.9	0.6	—	98.3	1.7	—	—
	医療職(一)	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—
	医療職(二)	92.7	7.3	—	—	93.0	7.0	—	—
	医療職(三)	70.0	30.0	—	—	74.2	25.8	—	—
市学	計	87.2	10.4	2.2	0.2	87.4	10.3	2.1	0.2
町校	教育職	89.4	10.6	—	—	89.6	10.4	—	—
村職	学校栄養職	X	X	X	X	100.0	—	—	—
立員	事務職	40.5	7.2	48.5	3.8	39.2	8.4	48.4	4.0

(注) 各欄の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にならない。

(4) 職員の級別構成

職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づいて給料表の職務の級に分類することとされているが、給料表別級別の分布状況は第14表のとおりである。

第14表 給料表別級別職員構成

(単位：人)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	合 計	
県 関 係 職 員	行 政 職	429 (10.9)	485 (12.4)	812 (20.7)	1,265 (32.3)	615 (15.7)	232 (5.9)	54 (1.4)	20 (0.5)	9 (0.2)	3,921 (100)	
	公 安 職	275 (14.0)	473 (24.1)	369 (18.8)	394 (20.0)	242 (12.3)	141 (7.2)	58 (3.0)	11 (0.6)	3 (0.2)	1,966 (100)	
	教 育 職	148 (5.9)	2,117 (85.0)	特2級	3 級	4 級	—	—	—	—	2,492 (100)	
				103 (4.1)	75 (3.0)	49 (2.0)						
	研 究 職	44 (25.6)	26 (15.1)	86 (50.0)	16 (9.3)	0 (0.0)	—	—	—	—	—	172 (100)
	医 療 職(一)	12 (30.8)	12 (30.8)	12 (30.8)	3 (7.7)	—	—	—	—	—	—	39 (100)
	医 療 職(二)	0 (0.0)	12 (5.2)	91 (39.7)	35 (15.3)	62 (27.1)	18 (7.9)	11 (4.8)	—	—	—	229 (100)
医 療 職(三)	0 (0.0)	14 (10.6)	53 (40.2)	40 (30.3)	21 (15.9)	4 (3.0)	—	—	—	—	132 (100)	
市 町 村 立 学 校 職 員	教 育 職	0 (0.0)	4,544 (84.0)	特2級	3 級	4 級	—	—	—	—	5,412 (100)	
				188 (3.5)	366 (6.8)	314 (5.8)						
	学 校 栄 養 職	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	—	—	—	2 (100)
事 務 職	57 (22.8)	28 (11.2)	40 (16.0)	108 (43.2)	13 (5.2)	4 (1.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	250 (100)	

(注) () 内の数字は、当該給料表における構成割合(%)。四捨五入の関係で必ずしも100%にならない。

(5) 給与の支給状況

基本的な給与である給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、扶養手当、地域手当及びその他の支給を含む給料表別の給与支給状況は第15表に示すとおりである。

第15表（その1） 給料表別平均給与月額

（単位：円）

区 分	給 料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	合計	
全 職 員	347,006	9,884	458	5,285	7,625	3,257	373,514	
うち行政職員	316,820	10,181	857	5,912	7,719	1,204	342,692	
県 関 係 職 員	計	336,237	11,357	747	4,421	7,527	3,147	363,436
	行 政 職	317,905	10,412	911	6,289	7,737	1,161	344,416
	公 安 職	314,022	14,855	123	2,256	6,719	3,031	341,005
	教 育 職	382,805	10,846	—	3,183	7,829	940	405,603
	研 究 職	330,426	10,942	—	1,864	8,149	499	351,880
	医療職（一）	424,705	8,538	73,682	27,269	6,692	330,474	871,362
	医療職（二）	333,973	7,969	—	4,514	7,366	10,087	363,910
	医療職（三）	317,861	4,197	—	970	7,333	227	330,589
市学 町校	計	364,024	7,557	—	6,649	7,779	3,431	389,440
教 育 職	367,013	7,606	—	6,959	7,798	3,504	392,880	
村職	学 校 栄 養 職	304,550	—	—	—	—	—	304,550
立員	事 務 職	299,798	6,560	—	—	7,424	1,879	315,661

（注） その他は、初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当及び単身赴任手当（基礎額）の合計額である。

（注） 各欄の計は、四捨五入の関係で必ずしも合計と一致しない。

第15表（その2） 平均給与月額推移

（単位：円、％）

区 分	給 料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	合計	
行政職員	H30年	324,399	11,187	936	6,291	7,209	1,488	351,508(△0.4)
	31年	322,280	10,970	983	6,144	7,368	1,382	349,127(△0.7)
	R2年	320,529	10,779	976	6,218	7,352	1,256	347,110(△0.6)
	3年	318,233	10,395	891	6,233	7,487	1,222	344,462(△0.8)
	4年	316,820	10,181	857	5,912	7,719	1,204	342,692(△0.5)
全職員	H30年	354,857	10,410	433	5,463	7,785	3,403	382,350(△0.6)
	31年	352,784	10,308	485	5,363	7,861	3,425	380,226(△0.6)
	R2年	350,554	10,302	464	5,363	7,720	3,285	377,688(△0.7)
	3年	348,931	10,055	461	5,340	7,555	3,285	375,628(△0.5)
	4年	347,006	9,884	458	5,285	7,625	3,257	373,514(△0.6)

（注）（ ）内の数字は、対前年増減率である。

2 民間給与の実態

人事委員会は、民間における給与の支給状況等を把握するために毎年職種別民間給与実態調査を実施している。調査の対象となるのは、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所である。

令和4年は、調査対象の333事業所のうち、無作為に抽出した143事業所の54職種（うち、行政職相当職種22職種）について調査を実施し、調査した実人員は、3,509人（うち、初任給関係442人）、調査職種該当者の推定数は9,204人（うち、行政職に相当するもの8,962人）である。

なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

令和4年4月現在で実施した調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 初任給

職種別、学歴別、企業規模別の初任給の平均額は、第16表に示すとおりである。

第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		計	50人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大学卒	200,802	* 207,023	196,934	* 181,746
	短大卒	* 162,541	—	—	* 162,541
	高校卒	161,310	* 168,662	153,575	* 162,978
新 卒 技 術 者	大学卒	210,648	* 223,479	202,146	* 185,545
	短大卒	* 180,993	* 187,155	* 164,106	* 170,000
	高校卒	161,101	* 164,386	158,953	* 159,439
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学卒	206,179	215,294	200,140	* 183,354
	短大卒	* 179,415	* 187,155	* 164,106	* 165,754
	高校卒	161,158	165,674	157,725	* 161,411
新 卒 船 員	海上技術 学 校 卒				
新 卒 大 学 助 教	大学卒				
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大学卒				
新 卒 研 究 員	大学卒				
新 卒 研 究 補 助 員	短大卒 高校卒				
準 新 卒 医 師	大学卒				
準 新 卒 薬 剤 師	大学卒				
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師	養成所卒				
新 卒 栄 養 士	短大卒				
準 新 卒 看 護 師	養成所卒				
準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒				

(注) 1 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

2 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

- (2) 職種別平均給与
令和4年4月分として支払われた職種別の平均給与額は、第17表に示すとおりである。

第17表 職種別平均給与（全企業規模）

職 種	調査実人員	平均年齢	きま っ て 支 給 す る 給 与		
			(A)	うち時間外手当 (B)	平均給与額 (A-B)
支 店 長	6 人	54.4 歳	583,084 円	33	583,051 円
工 場 長	x	x	x	x	x
事 務 部 長	101	52.9	530,699	211	530,488
技 術 部 長	76	53.7	568,102	173	567,929
事 務 部 次 長	19	48.9	435,331	428	434,903
技 術 部 次 長	8	51.3	524,652	5,589	519,063
事 務 課 長	167	48.9	452,629	2,873	449,756
技 術 課 長	180	50.4	509,210	1,800	507,410
事 務 課 長 代 理	87	46.2	430,325	20,166	410,159
技 術 課 長 代 理	58	44.4	498,307	32,858	465,449
事 務 係 長	370	43.4	357,353	34,713	322,640
技 術 係 長	236	43.7	452,323	72,761	379,562
事 務 主 任	134	41.5	295,762	22,270	273,492
技 術 主 任	100	42.8	352,039	46,757	305,282
事 務 係 員	1,080	37.2	273,679	26,778	246,901
技 術 係 員	812	35.9	333,066	45,827	287,239

- (3) 特別給
民間における特別給の平均支給額及び平均支給割合は、第18表に示すとおりである。

第18表 特別給の支給状況（全企業規模）

	支 給 額 (円)			支 給 割 合 (月分)		
	R2年	R3年	R4年	R2年	R3年	R4年
下 半 期	656,807	625,763	648,655	2.15	2.09	2.10
上 半 期	691,288	669,318	715,204	2.29	2.25	2.28
計	1,348,095	1,295,081	1,363,859	4.44	4.34	4.38

- (注) 下半期とは前年の8月から当該年の1月まで、上半期とは当該年の2月から7月までの期間をいう。

3 給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、令和4年10月7日議会及び知事に対して職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

報告及び勧告の概要は、次のとおりである。

(文中にある「本年」は令和4年である。)

「職員の給与等に関する報告及び勧告について」(令和4年10月7日)

第1 給与に関する報告について

本年の給与勧告のポイント

月例給、特別給ともに引上げ

- 1 月例給の引上げ改定(改定率0.24%)
* 民間給与との較差(896円、0.26%)等を考慮し、人事院勧告に準じて、給料表を改定
- 2 特別給の引上げ改定(年間0.05月分。現行4.35月→4.40月)
* 民間の支給割合(4.38月分)との均衡を図るため、人事院勧告等を踏まえ、勤勉手当の支給月数を引上げ

1 民間給与の調査

調査(職種別民間給与実態調査)は、人事院と共同して企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所333事業所中、143事業所を対象に実施し、134事業所の調査が完了した。

2 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

民間従業員と職員(行政職給料表適用職員)の4月分の給与について、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士を比較した結果、職員給与が民間給与を896円(0.26%)下回っている。

民間(A)	職員(B)	較差(A-B)	(参考)人事院
350,642円	349,746円	896円 (0.26%)	921円 (0.23%)

※民間、職員ともに、本年度の新規採用者は含まれていない。

(2) 特別給(ボーナス)

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給割合と現在の職員の支給月数を比較した結果、職員の支給月数が民間の支給割合を0.03月分上回っている。

民間(A)	職員(B)	較差(A-B)	(参考) 人事院
4.38月	4.35月	△0.03月	0.11月

3 給与改定の内容と考え方

(1) 給与改定の考え方

均衡の原則(地方公務員法第24条第2項)に基づき、民間給与との較差並びに国家公務員及び他の都道府県職員の給与等を考慮し、次のとおり改定すること。

(2) 本年の給与改定

ア 月例給

行政職給料表について、人事院勧告の改定内容(*)に準じて、所要の改定を行うこと。

他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定すること。

(*)人事院勧告の改定内容：

総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定。

イ 特別給(ボーナス)

民間の支給割合との均衡を図るため、0.05月分引上げ(4.35月分→4.40月分)、支給月数の引上げ分は、人事院勧告及び民間の特別給の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分すること。

(一般の職員の場合の支給月数)

区分	6月期	12月期
R4年度 期末手当 勤勉手当	1.25月(支給済み) 0.925月(支給済み)	1.25月(改定なし) 0.975月(0.05月引上げ)
R5年度 期末手当 勤勉手当	1.25月(改定なし) 0.95月(0.025月引上げ)	1.25月(改定なし) 0.95月(0.025月引上げ)

(3) 実施時期

ア 給料表の改定は、令和4年4月1日から実施すること。

イ 勤勉手当に関する改定は、令和4年12月期分については令和4年12月1日から、令和5年6月期以降分については令和5年4月1日から実施すること。

4 給与制度に関するその他の事項

(1) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について

人事院は、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について、令和5年に骨格案、令和6年に成案を示し、施策を講ずることを目指すとしており、今後、国の検討状況や他の地方公共団体の動向を注視していく必要がある。

(2) その他

昨年報告した通勤手当の在り方については、任命権者において検討が行われているところであり、引き続き、その状況を注視していく必要がある。

<参考> 勧告どおり改定された場合の職員（行政職）の平均年間給与
（平均年齢 41.7歳、経験年数 18.2年）

現 行	改 定 後	増減額（増減率）
5,589,000円	5,619,000円	30,000円（0.54%）

※本年度の新規採用者を含む。

第2 公務運営の改善に関する報告について

1 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

大学卒業程度採用試験において、多くの民間企業で採用されている試験方式を導入し、新たな受験者層の掘り起こしや合格発表の早期化に取り組んでいるところであるが、一部の技術系職種において十分な受験者数を確保できていない状況が続いているため、今後とも不断の試験制度の見直しを行うとともに、啓発・広報活動の一層の充実・強化を図っていく必要がある。

(2) 人材の育成

人材の育成については、複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応し、効率的な行政運営を進めていくため、継続的かつ計画的に推進していく必要がある。

人事評価制度については、国において制度の改善が行われたところであるが、本県においても引き続き、効果的な人材育成や組織の活性化等につながるよう適切に取り組んでいく必要がある。

2 女性職員の活躍推進

女性職員の活躍推進に向けて、女性の登用に係る目標への着実な推進やライフステージに応じたキャリア形成のための支援を行うなど、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。

3 障がい者雇用の推進

障がい者雇用の持続的な推進に向けて、法の趣旨に沿った適切な採用選考を行うとともに、障がいの内容や程度に応じた適切な合理的配慮に留意しながら、職員が働きやすく、活躍できる職場づくりを積極的に進めていく必要がある。

4 働き方改革と勤務環境の整備

限られた人員等の中で、効率的でより質の高い行政サービスを提供していくためには、職員が心身ともに健康で、意欲をもって働けるように取組を進めることが重要である。

このため、今後とも働き方改革の意識を高め、職員が心身ともに健康に働くことのできる勤務環境の整備を図る必要がある。

(1) 長時間労働の是正

ア 時間外勤務の縮減

現在、各任命権者において、業務量の削減や合理化・平準化に取り組んでいるところであるが、時間外勤務命令を必要最小限にとどめるため、更なる取組の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の発生から長期にわたり全庁的に対応してきている中で、関係職員の長時間労働の是正や健康維持に対する取組は今まで以上に重

要性を増している。

イ 教員の業務負担の軽減

各学校においては、適切な出退勤管理により、在校等時間を客観的に把握し、業務改善につなげることが重要であり、さらに、学校全体で働き方等についての意識改革を進め、保護者等の理解と協力を得ながら、教員の業務負担の軽減を確実に進めていく必要がある。

ウ 年次休暇等の取得促進

休暇取得促進の取組を進めることはもちろんのこと、休暇取得が進まない又は取得状況に偏りがある場合は、その要因を分析し有効な対策を講じることや各所属において管理監督者が率先して休暇を取得すること等により各種休暇を取得しやすい職場環境づくりにこれまで以上に努める必要がある。

(2) 個々の事情に応じた働き方の実現

ア 仕事と家庭の両立支援

子育てや介護に関する各種制度がより有効に活用されるよう、引き続き職員への周知に努めるとともに、管理監督者をはじめ、職場全体で、仕事と家庭の両立に対する理解を促進し、国や他の地方公共団体の取組状況も参考にしつつ、業務のサポート体制を確立することが求められる。

イ 柔軟な働き方の推進

時差出勤の実施やサテライトオフィスの設置等の取組のほか、在宅勤務トライアルを実施しているところであり、引き続きの取組が必要である。なお、テレワークについては、危機事象発生時の安定的な業務継続やワーク・ライフ・バランスの推進に役立つものであるため、実施にあたっての諸課題を分析・検証し、柔軟な働き方の選択肢の一つとして定着させていくことが求められている。

ウ デジタル技術の活用等による業務効率化の推進

デジタル技術の活用等による業務の合理化・見直しの取組事例を含めた好事例を横展開することなどで、徹底して業務の見直しや効率化に取り組み、全ての職員がその能力を最大限に発揮し、限られた時間で効率良く高い成果を上げることのできる職場環境を整備する必要がある。

(3) 心身の健康づくり

今後とも、心身の不調が顕在化していないケースも含め、全ての職員の心身の健康を保持・増進するために、心身不調の早期発見を始めとする健康管理を徹底する必要がある。

さらには、職員が心身ともに健康に働くことのできる職場づくりに積極的に取り組む必要がある。

(4) ハラスメント防止対策

ハラスメントは、職員個人の尊厳を傷つけ能力発揮を妨げるにとどまらず、広く周囲へ悪影響を及ぼし、職場全体の生産性や士気の低下にもつながる。職員が悩みや不満を相談しやすい環境を整備するとともに、管理監督者等が職員からの相談に適切に対応するための研修を充実させるなど、有効な取組を推進する必要がある。

5 定年の引上げ等による高齢層職員の能力及び経験の活用

定年の引上げが円滑に実施されるよう所要の準備を着実に進めていくとともに、対象となる職員へ適切に情報提供を行う必要がある。また、職員構成の高齢化や在職期間の長期化が見込まれることから、職員の士気の上昇や組織活力の維持のためには、中長期的な視点に立った計画的な人材育成や若手・中堅職員も含めた人事管理の適正化等を図る必要がある。

6 会計年度任用職員制度の適正な運用

会計年度任用職員制度については、今後とも、適正な任用や勤務条件の確保など適切な制度の運用を図るとともに、人事評価制度を活用した効果的な人材育成を図る必要がある。

7 信頼の確保

(1) 公務員の倫理

県民の信頼を損なう不祥事が後を絶たない状況が続いているため、各任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、職員の法令遵守及び服務規律の保持に万全を期し、県民の信頼の確保に努めていく必要がある。

(2) 危機事象への対応

近年、大規模災害の多発や新型コロナウイルス感染症の拡大といった県民の生命・財産等を脅かす様々な危機事象の発生が顕著化しているが、このような非常時においても、県民の信頼に応えるため、業務の継続性・安定性の確保に向けた人員体制の整備等を引き続き講じていく必要がある。

4 給与の支払監理

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、職員の給与が法律、条例及び規則等に適合して行われることを確保するため、職員に対する給与の支払いを監理することとされている。

令和4年度は、次のとおり給与の支払監理を実施した。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 実施期間 | 令和4年1月19日、20日、26日及び2月3日 |
| (2) 監理の重点事項 | 扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の認定等の適否 |
| (3) 監理を実施した公署 | 高崎食肉衛生検査所、林業技術センター、宮崎家畜保健衛生所、小林高等学校、富島高等学校、小林警察署 |

第 4 章

審 查 関 係

1 措置要求、審査請求の審査等

(1) 勤務条件に関する措置要求

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し適当な措置が執られるべきことの要求があった場合に、これを審査して判定を行い、その結果に基づいて必要な措置の勧告を行うものである。

令和4年度は、令和2年度に要求があり令和3年度に受理した1件について引き続き審査を行い、判定、勧告（一部却下、一部認容、一部棄却）を行った。（第19表参照）

第19表 勤務条件に関する措置の要求の係属状況

区 分	令和3年度末 係属件数	令和4年度中 要求件数	令和4年度中処理件数			令和4年度末 係属件数
			要求却下	判 定	取 下 げ	
給 与	1	0	0	1	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
計	1	0	0	1	0	0

(2) 不利益処分に関する審査請求

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求があった場合に、これを審査し、裁決を行うとともに、必要に応じ適切な是正の指示を行うものである。

令和4年度は、前年度からの係属案件はなく、新たな審査請求もなかった。（第20表参照）

第20表 不利益処分に関する審査請求の係属状況

区 分	令和3年度末 係属件数	令和4年度中 申立件数	令和4年度中処理件数			令和4年度末 係属件数
			申立却下	裁 決	取 下 げ	
懲戒処分	0	0	0	0	0	0
分限処分	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

(3) 職員の苦情の処理

この制度は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものである。

令和4年度は、苦情相談として32件を受理した。（第21表参照）

第21表 苦情相談件数

	任用関係	給与・勤務 時間関係	分限及び 懲戒関係	服務関係	厚生・福利 関係	人間関係	計 (件数)
知事部局	3	6	0	3	3	6	21
教育委員会	2	3	0	0	0	4	9
不明	0	0	0	0	0	2	2
計(件数)	5	9	0	3	3	12	32

※知事部局の件数には、県議会事務局、各種委員会分を含む。

2 労働基準監督機関としての職権の行使

人事委員会は、地方公務員法第58条第5項に基づき、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関としての職権を行使している。労働基準法別表第1による県の各事務（業）所の区分は、令和5年3月31日現在、第22表のとおりである。

令和4年度の主な監督事項の実績は、第23表のとおりである。

また、労働安全衛生法に基づくボイラー及び第一種圧力容器の性能検査の状況は、第24表のとおりである。

なお、令和4年度は、書面による「勤務環境に関する実態調査」を行った他、選定した10事業所と令和3年度に選定したが調査延期となった17事業所、計27事業所に対して、「勤務環境に関する実態調査」に関する実地調査を行った。

第22表 労働基準法別表第1による県の各事務（業）所の区分 (令和5年3月31日現在)

号	別	事務（業）所	事務所数	監督区分
1	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、販売のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）	企業局	1	労働基準監督署
2	鉱業、石切業その他土石又は鉱物採取の事業	該当なし	—	
3	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業	土木事務所 港湾事務所	10 3	
4	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業	該当なし	—	
5	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業	該当なし	—	
6	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他の農林の事業	該当なし	—	
7	動物の飼育又は水産動植物の栽培若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業	該当なし	—	
8	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業	該当なし	—	
9	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業	該当なし	—	
10	映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業	該当なし	—	

11	郵便、信書便又は電気通信の事業	該当なし	—	
12	教育、研究又は調査の事業	自治学院 消防学校 衛生環境研究所 林業技術センター 木材利用技術センター 工業技術センター 食品開発センター 産業技術専門校 産業技術専門校高鍋校 総合農業試験場（支場3） 薬草・地域作物センター 農業大学校 畜産試験場（支場1） 県立高等水産研修所 水産試験場（支場1） 建設技術センター 教育研修センター 図書館 総合博物館 西都原考古博物館 美術館 埋蔵文化財センター 中学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校（寄宿舎を除く） 警察学校	1 1 1 1 1 1 1 1 1 4 1 1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 36 1 13 1	人事委員会
13	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業	保健所 みやざき学園 県立産院 こども療育センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター 精神保健福祉センター 病院局 県立病院 特別支援学校の寄宿舎	8 1 3 1 5 1 1 1 3 5	労働基準監督署
14	旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業	該当なし	—	
15	焼却、清掃又はと畜場の事業	該当なし	—	

別表第1に含まれない官公署	知事部局本庁	1	人事委員会
	議会事務局	1	
	教育庁本庁	1	
	警察本部	1	
	選挙管理委員会事務局	1	
	監査事務局	1	
	人事委員会事務局	1	
	労働委員会事務局	1	
	宮崎海区漁業調整委員会事務局	1	
	宮崎内水面漁場管理委員会事務局	1	
	東京事務所	1	
	福岡事務所	1	
	県税・総務事務所	7	
	西臼杵支庁	1	
	福祉こどもセンター	3	
	福祉事務所	1	
	身体障害者相談センター	1	
	女性相談所	1	
	きりしま寮	1	
	児童相談所	3	
	消費生活センター	1	
	計量検定所	1	
	大阪事務所	1	
農林振興局	6		
家畜保健衛生所	3		
教育事務所	3		
スポーツ指導センター	1		
警察署	13		
防災救急航空センター	1		
労働基準監督機関別事務（業）所数	労働基準監督署	43	
	人事委員会	140	
	計	183	

第23表 労働基準監督機関としての主な監督事項の実績

(令和5年3月31日現在)

内 容	件 数	関 係 事 項
適 用 事 業 報 告	0	労働基準法施行規則第57条
一 せ い 休 憩 除 外 認 定 申 請	14	労働基準法第34条 労働基準法施行規則第15条
時 間 外 労 働 ・ 休 日 労 働 に 関 す る 届 出	80	労働基準法第36条 労働基準法施行規則第17条第1項
産 業 医 選 任 報 告	12	労働安全衛生法第13条 労働安全衛生規則第13条
衛 生 管 理 者 選 任 報 告	35	労働安全衛生法第12条 労働安全衛生規則第7条
放 射 線 装 置 等 設 置 届	2	労働安全衛生法第88条
有 機 溶 剤 中 毒 予 防 規 則 一 部 適 用 除 外 認 定	0	有機溶剤中毒予防規則第3条、第4条
ボ イ ラ ー 設 置 届	0	労働安全衛生法第88条 ボイラー及び圧力容器安全規則第10条
ボ イ ラ ー 落 成 検 査 申 請	0	労働安全衛生法第38条 ボイラー及び圧力容器安全規則第14条
第 一 種 圧 力 容 器 設 置 届	0	労働安全衛生法第88条 ボイラー及び圧力容器安全規則第56条
第 一 種 圧 力 容 器 落 成 検 査 申 請	0	労働安全衛生法第38条 ボイラー及び圧力容器安全規則第59条
定 期 健 康 診 断 結 果 報 告	73	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第52条
心 理 的 な 負 担 の 程 度 を 把 握 す る た め の 検 査 結 果 等 報 告	73	労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生規則第52条の21
断 続 的 な 宿 直 又 は 日 直 勤 務 許 可 申 請	0	労働基準法第41条 労働基準法施行規則第23条
監 視 又 は 断 続 的 労 働 に 従 事 す る 者 に 対 す る 適 用 除 外 許 可 申 請	0	労働基準法第41条 労働基準法施行規則第34条

第24表 ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査の状況

(令和5年3月31日現在)

区分	事務(業)所名	番号	検査年月日	検査結果	有効期間
第一種 圧力 容器	宮崎農業高等学校	JA-6	R5.3.9	合格	R5.3.25~R6.3.24
	宮崎海洋高等学校	JA-9	R5.2.22	合格	R5.3.1~R6.2.29
		JA-22	R5.2.22	合格	R5.3.29~R6.3.28
	食品開発センター	JA-11	R4.8.24	合格	R4.9.3~R5.9.2
		JA-12	R4.8.24	合格	R4.9.3~R5.9.2
		JA-24	R4.8.24	合格	R4.9.16~R5.9.15
	都城農業高等学校	JA-13	R4.5.19	合格	R4.6.16~R5.6.15
	木材利用技術センター	JA-14	R5.2.3	合格	R5.3.20~R6.3.19
		JA-16	R5.2.3	合格	R5.3.20~R6.3.19
	門川高等学校	JA-17	令和2年3月1日より休止		
	総合農業試験場	JA-20	R4.11.28	合格	R4.12.6~R5.12.5
	高鍋農業高等学校	JA-21	R5.3.16	合格	R5.3.24~R6.3.23
	林業技術センター	JA-23	R5.2.22	合格	R5.3.12~R6.3.11
ボイラー	宮崎工業高等学校	JB-4	平成18年4月1日より休止		
	日南振徳高等学校	JB-5	平成19年4月1日より休止		

第一種圧力容器 12基 ボイラー 0基 合計 12基 (使用休止中を除く。)

3 職員団体関係

(1) 管理職員等の範囲

管理職員等の範囲は、「管理職員等の範囲を定める規則」で定めており、行政機関の組織及び職の改廃又は新設等があった場合には、それに適合するように同規則の改正を行っている（最終改正は令和3年4月1日）。

令和4年4月1日現在で、各行政機関における管理職員等の総数は実人員725名であり、その内容は第25表のとおりである。

第25表 管理職員等の指定状況

機 関 名	令和4年4月1日現在			
	職員数(名)	管理職員等		
		指定数(名)	指定率(%)	
議 会 事 務 局	32	9 (9)	28.1 (28.1)	
知 事 部 局	3,609	462 (442)	12.8 (12.2)	
人 事 委 員 会 事 務 局	15	7 (7)	46.7 (46.7)	
監 査 事 務 局	18	5 (5)	27.8 (27.8)	
労 働 委 員 会 事 務 局	9	3 (3)	33.3 (33.3)	
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	4	1 (0)	25.0 (0.0)	
教 育 委 員 会	事務局等	358	86 (86)	24.0 (24.0)
	県立学校	2,911	173 (173)	5.9 (5.9)
	計	3,269	259 (259)	7.9 (7.9)
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局	2	1 (0)	50.0 (0.0)	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局	0	1 (0)	— (—)	
計	6,958	748 (725)	10.8 (10.4)	

(注) () 内の数字は実人員数を示す。

(2) 職員団体の登録

職員団体は、人事委員会に対して、登録を申請することができるという登録制度が設けられており、令和4年度末における登録職員団体数は4団体である。地方公務員法第53条及び職員団体の登録に関する条例に基づいて人事委員会に登録されている令和4年度の職員団体の状況は、第26表のとおりである。

なお、登録された職員団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項の規定により、法人となる旨を人事委員会に申し出ることにより法人になることができ、令和4年度末で法人格を持つ職員団体は3団体となっている。

第26表 登録職員団体の状況 (令和4年度)

名称	宮崎県高等学校 教職員組合	宮崎県 教職員組合	宮崎県庁職員 労働組合	教育事務 ユニオ ンオ ミヤ ダ シ
登録番号	第1号	第3号	第5号	第6号
登録年月日	S41. 9. 27	S41. 9. 27	S41. 9. 27	H13. 6. 8
主たる事務所の所在地	宮崎市太田 1丁目3番40号	宮崎市太田 1丁目3番39号 教育会館内	宮崎市橋通東 2丁目10番1号	宮崎市太田 1丁目3番39号 教育会館内
代表者	執行委員長 相馬 早苗	執行委員長 長友 利貴	執行委員長 大村 謙司	執行委員長 大窪 浩二
職員団体名又は 連合体の区分	単位団体	単位団体	単位団体	単位団体
法人格取得 の有無	有	有	有	無
役員数	執行委員長 1名 書記長兼 会計委員 1名 監査委員 2名 計4名	執行委員長 1名 書記長 1名 執行委員 3名 専門部長 1名 会計監査 3名 特別執行委員 4名 計13名	執行委員長 1名 副執行委員長 1名 書記長 1名 執行委員 12名 会計監事 3名 特別執行委員 3名 計21名	執行委員長 1名 執行副委員長 1名 書記長 1名 書記次長 1名 監査委員 2名 計6名

4 分限及び懲戒

任命権者が分限及び懲戒処分を行った場合は、関係規則の定めるところにより、書面の写し1通を添えて、人事委員会に通知することになっている。

令和4年度の方限及び懲戒処分の状況は、第27表のとおりである。

第27表 職員の分限及び懲戒処分の状況

処分 任命権者	分 限 (件数)					懲 戒 (件数)				
	免 職	降 任	降給※	休 職	計	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
知事部局	0	0		169	169	0	1	1	2	4
教育委員会	0	0		191	191	0	0	0	3	3
警察本部	0	0		26	26	0	0	0	1	1
議 会	0	0		0	0	0	0	0	0	0
各種委員会	0	0		0	0	0	0	0	0	0
企業局	0	0		2	2	0	0	0	0	0
病院局	0	0		40	40	0	0	0	1	1

※処分事由の「降給」は、本県条例では定められていない。

第 5 章

資

料

1 県職員採用試験の状況

(1) 県職員採用試験

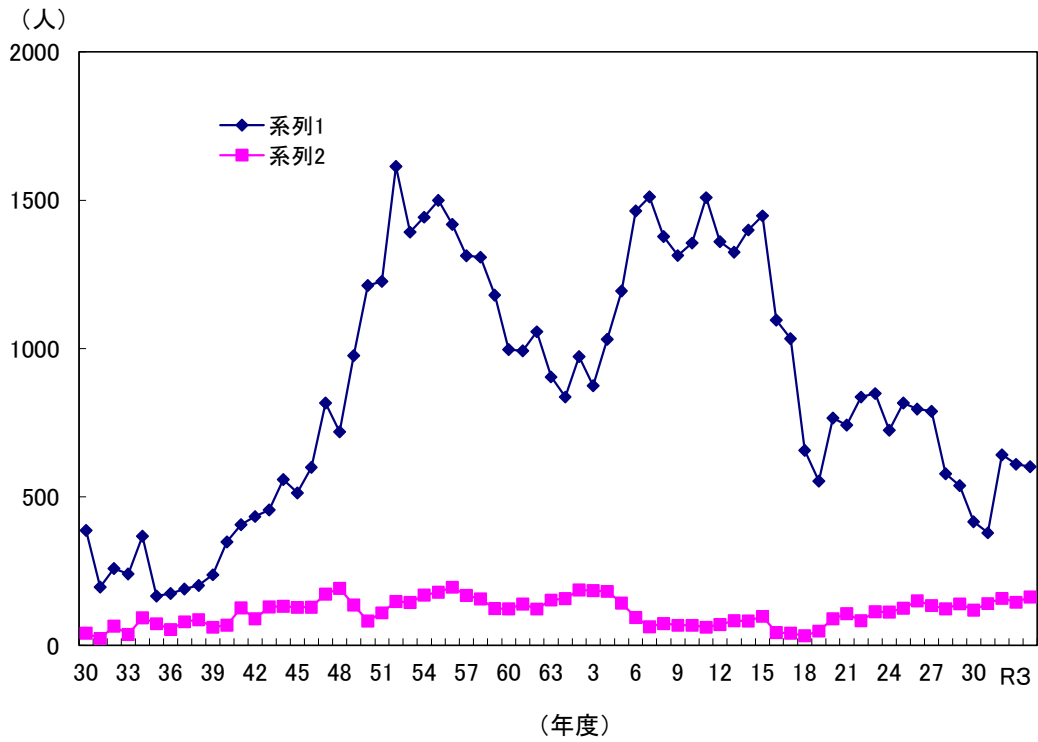
① 実施状況(大学卒業程度)

年度	実施職種	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B	年度	実施職種	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B
30	10	387	41	9.4	H元	16	837	157	5.3
31	5	197	23	8.6	2	16	973	187	5.2
32	7	259	65	4.0	3	15	875	185	4.7
33	8	241	37	6.5	4	15	1,031	182	5.7
34	11	368	93	4.0	5	15	1,194	143	8.3
35	10	166	73	2.3	6	13	1,464	94	15.6
36	12	175	54	3.2	7	14	1,512	63	24.0
37	12	190	79	2.4	8	12	1,378	74	18.6
38	13	202	87	2.3	9	12	1,314	67	19.6
39	14	238	61	3.9	10	13	1,356	67	20.2
40	15	349	68	5.1	11	12	1,509	61	24.7
41	17	407	126	3.2	12	13	1,360	70	19.4
42	14	434	89	4.9	13	12	1,325	83	16.0
43	15	456	130	3.5	14	12	1,400	82	17.1
44	16	559	132	4.2	15	13	1,447	98	14.8
45	15	514	128	4.0	16	13	1,096	44	24.9
46	14	600	129	4.7	17	10	1,034	41	25.2
47	15	817	173	4.7	18	11	657	33	19.9
48	16	719	192	3.7	19	11	553	48	11.5
49	15	976	136	7.2	20	13	766	89	8.6
50	11	1,213	82	14.8	21	14	742	107	6.9
51	12	1,226	110	11.1	22	11	837	83	10.1
52	17	1,614	148	10.9	23	15	849	113	7.5
53	12	1,392	144	9.7	24	15	725	112	6.5
54	16	1,443	169	8.5	25	14	817	125	6.5
55	15	1,500	179	8.4	26	15	796	150	5.3
56	14	1,419	196	7.2	27	15	789	134	5.9
57	14	1,313	168	7.8	28	15	578	123	4.7
58	13	1,308	156	8.4	29	15	539	140	3.9
59	14	1,181	124	9.5	30	15	417	119	3.5
60	12	997	123	8.1	R元	15	379	141	2.7
61	14	993	139	7.1	R2	16	642	158	4.1
62	12	1,057	122	8.7	R3	15	610	145	4.2
63	14	905	153	5.9	R4	20	602	163	3.7

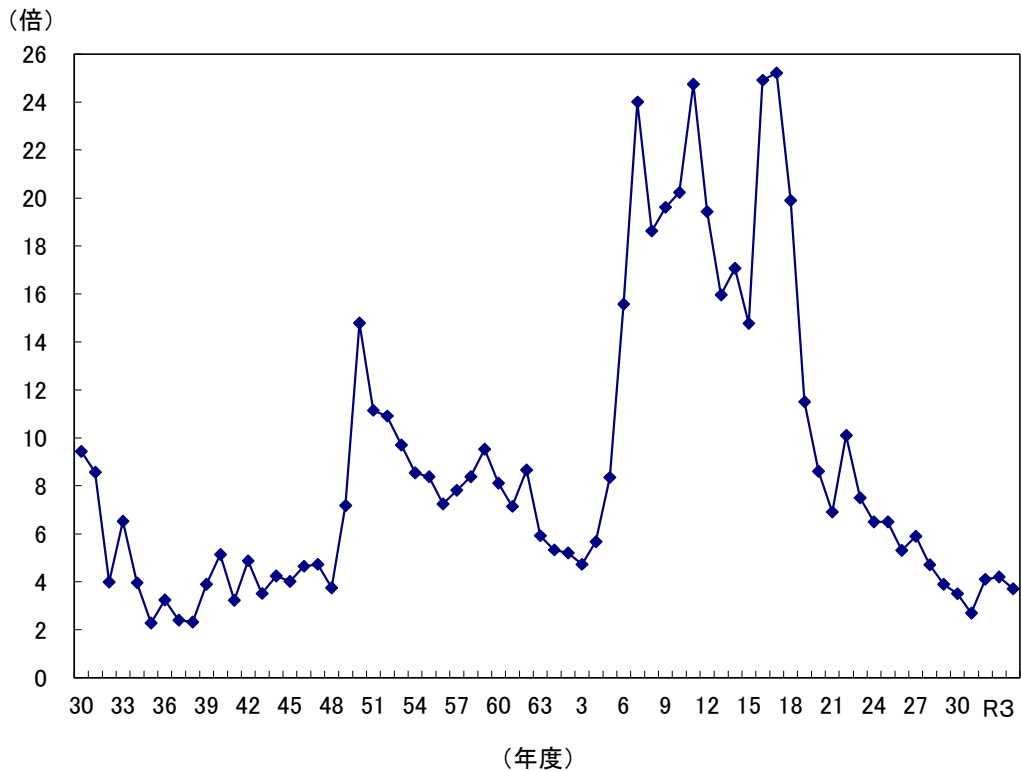
② 実施状況(大学卒業程度(社会人))

年度	実施職種	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B	年度	実施職種	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B
24	1	269	9	29.9	30	3	95	15	6.3
25	1	187	8	18.6	R元	4	93	18	5.2
26	1	164	9	14.1	R2	4	106	21	5
27	3	122	10	12.2	R3	5	178	14	12.7
28	4	119	12	9.9	R4	7	121	10	12.1
29	3	113	9	12.6					

③受験者数及び合格者数の推移(大学卒業程度、社会人除く)



④競争率の推移(大学卒業程度、社会人除く)

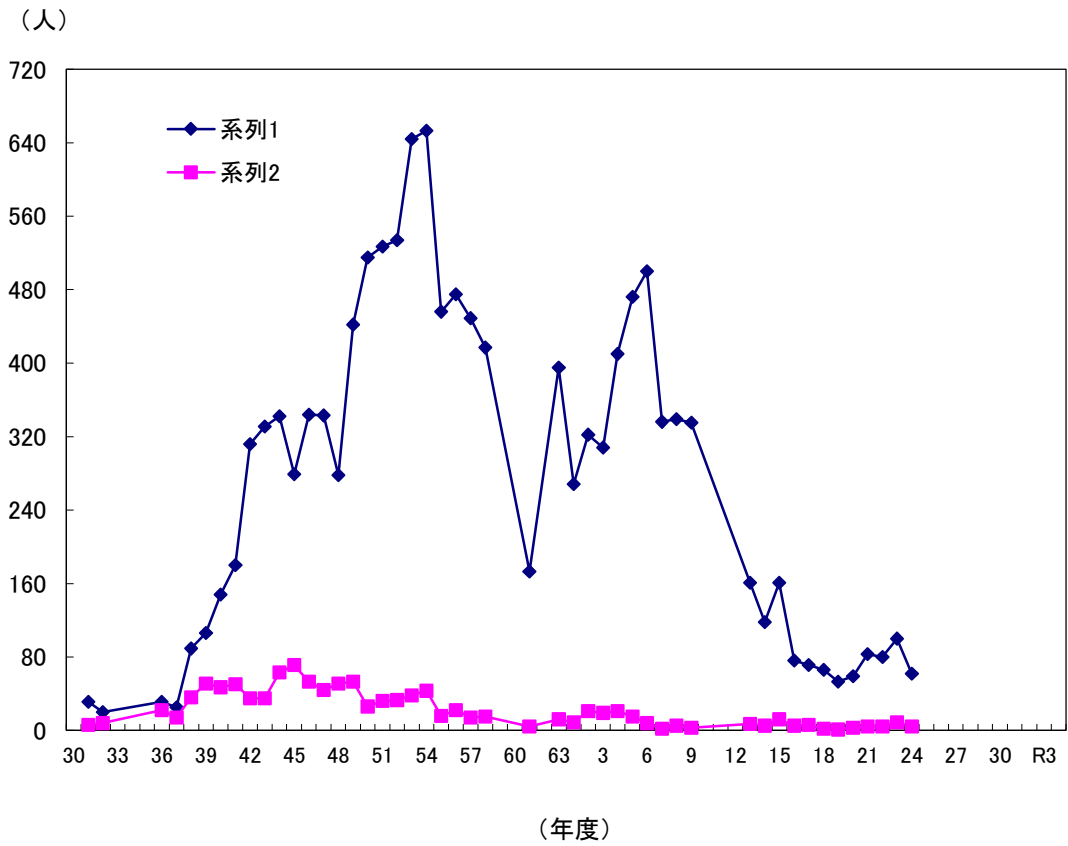


(2) 県職員採用試験（短期大学卒業程度）

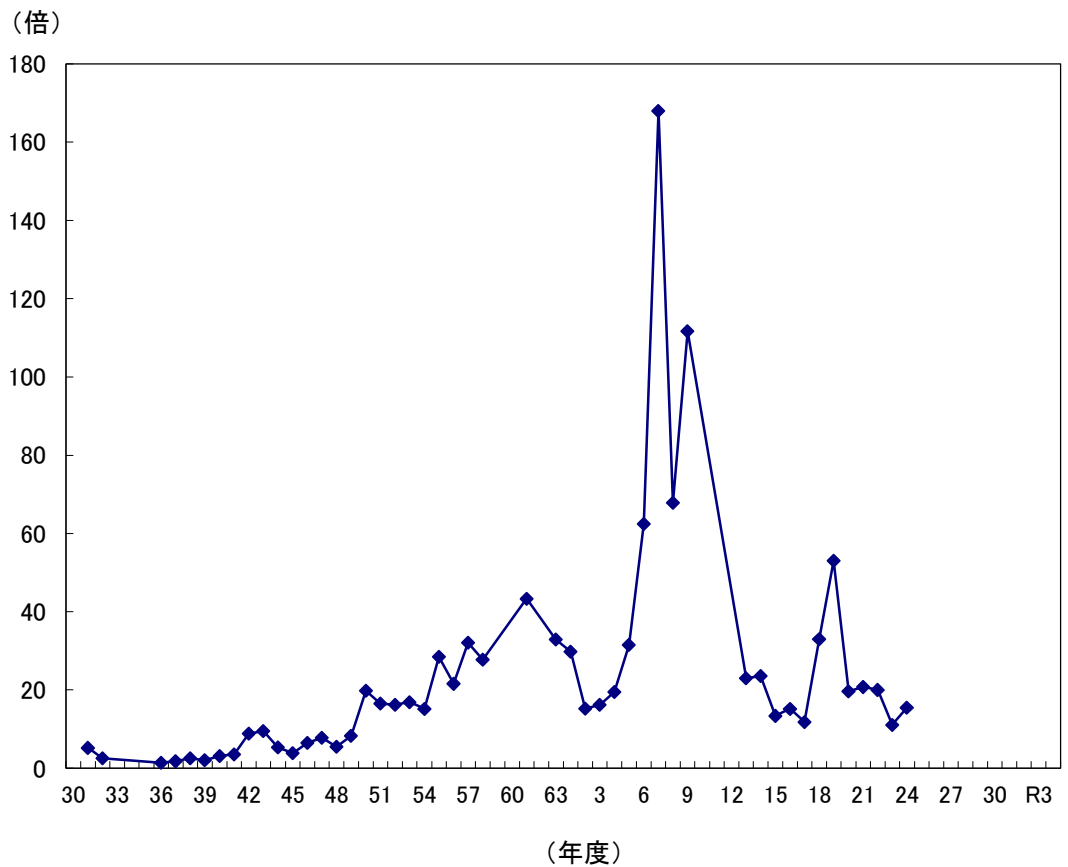
① 実施状況

年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率	年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率
		A	B	A/B			A	B	A/B
30	—	—	—	—	H元	1	268	9	29.8
31	1	31	6	5.2	2	2	322	21	15.3
32	1	20	8	2.5	3	2	308	19	16.2
33	—	—	—	—	4	2	410	21	19.5
34	—	—	—	—	5	1	472	15	31.5
35	—	—	—	—	6	1	500	8	62.5
36	1	31	22	1.4	7	1	336	2	168.0
37	2	25	14	1.8	8	1	339	5	67.8
38	3	89	36	2.5	9	1	335	3	111.7
39	4	106	51	2.1	10	—	—	—	—
40	4	148	47	3.1	11	—	—	—	—
41	4	180	50	3.6	12	—	—	—	—
42	5	312	35	8.9	13	1	161	7	23.0
43	5	331	35	9.5	14	1	118	5	23.6
44	5	342	63	5.4	15	2	161	12	13.4
45	6	279	71	3.9	16	1	76	5	15.2
46	6	344	53	6.5	17	1	71	6	11.8
47	5	343	44	7.8	18	1	66	2	33.0
48	6	278	51	5.5	19	1	53	1	53.0
49	7	442	53	8.3	20	1	59	3	19.7
50	4	515	26	19.8	21	1	83	4	20.8
51	3	527	32	16.5	22	1	80	4	20.0
52	5	534	33	16.2	23	1	100	9	11.1
53	4	644	38	16.9	24	1	62	4	15.5
54	4	653	43	15.2	25	—	—	—	—
55	5	456	16	28.5	26	—	—	—	—
56	3	475	22	21.6	27	—	—	—	—
57	3	449	14	32.1	28	—	—	—	—
58	2	417	15	27.8	29	—	—	—	—
59	—	—	—	—	30	—	—	—	—
60	—	—	—	—	R元	—	—	—	—
61	1	173	4	43.3	R2	—	—	—	—
62	—	—	—	—	R3	—	—	—	—
63	1	395	12	32.9	R4	—	—	—	—

②受験者数及び合格者数の推移



③競争率の推移

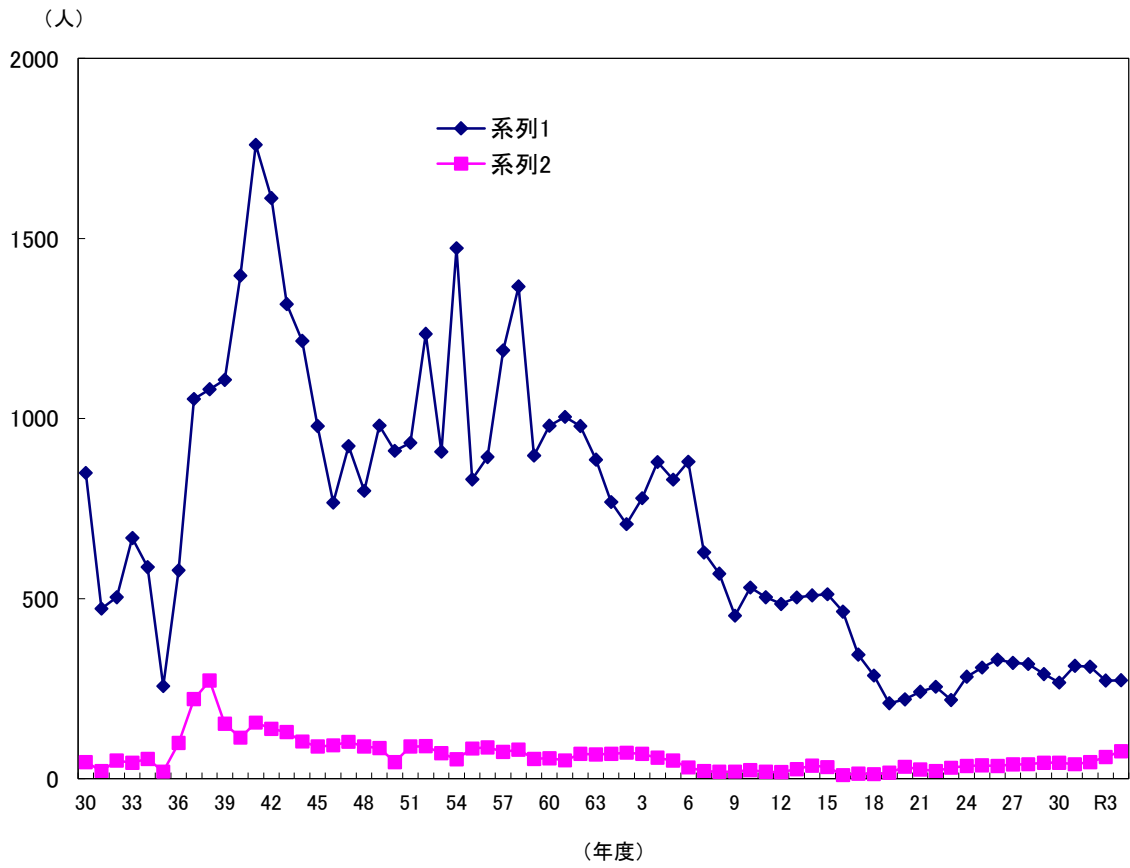


(3) 県職員採用試験（高等学校卒業程度）

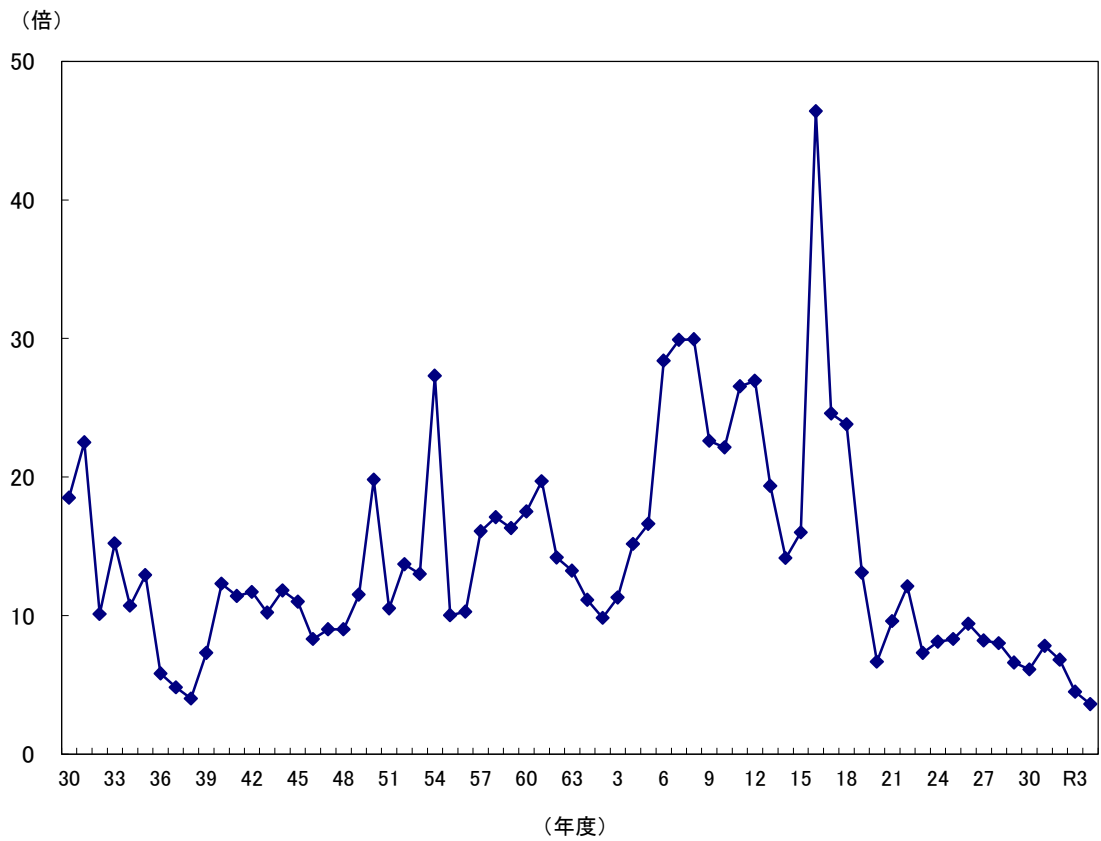
① 実施状況

年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率	年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率
		A	B	A/B			A	B	A/B
30	8	849	46	18.5	H元	5	768	69	11.1
31	2	472	21	22.5	2	5	707	72	9.8
32	1	504	50	10.1	3	5	779	69	11.3
33	3	668	44	15.2	4	3	879	58	15.2
34	3	587	55	10.7	5	4	830	50	16.6
35	3	257	20	12.9	6	4	880	31	28.4
36	6	578	99	5.8	7	4	628	21	29.9
37	9	1,054	221	4.8	8	5	569	19	29.9
38	9	1,081	272	4.0	9	4	452	20	22.6
39	8	1,107	152	7.3	10	3	531	24	22.1
40	8	1,397	114	12.3	11	4	504	19	26.5
41	8	1,760	155	11.4	12	4	485	18	26.9
42	8	1,612	138	11.7	13	4	503	26	19.3
43	9	1,318	129	10.2	14	4	509	36	14.1
44	8	1,215	103	11.8	15	3	512	32	16.0
45	5	979	89	11.0	16	3	464	10	46.4
46	5	766	92	8.3	17	2	344	14	24.6
47	5	923	102	9.0	18	2	286	12	23.8
48	5	799	89	9.0	19	2	209	16	13.1
49	5	981	85	11.5	20	3	220	33	6.7
50	5	910	46	19.8	21	4	241	25	9.6
51	4	932	89	10.5	22	4	255	21	12.1
52	6	1,235	90	13.7	23	4	218	30	7.3
53	6	908	70	13.0	24	4	283	35	8.1
54	6	1,473	54	27.3	25	4	308	37	8.3
55	7	831	83	10.0	26	4	330	35	9.4
56	6	893	87	10.3	27	4	321	39	8.2
57	7	1,189	74	16.1	28	4	318	40	8.0
58	8	1,367	80	17.1	29	4	290	44	6.6
59	8	897	55	16.3	30	4	267	44	6.1
60	6	980	56	17.5	R元	4	313	40	7.8
61	5	1,004	51	19.7	R2	6	311	46	6.8
62	4	979	69	14.2	R3	6	272	60	4.5
63	5	886	67	13.2	R4	6	273	76	3.6

②受験者数及び合格者数の推移



③競争率の推移

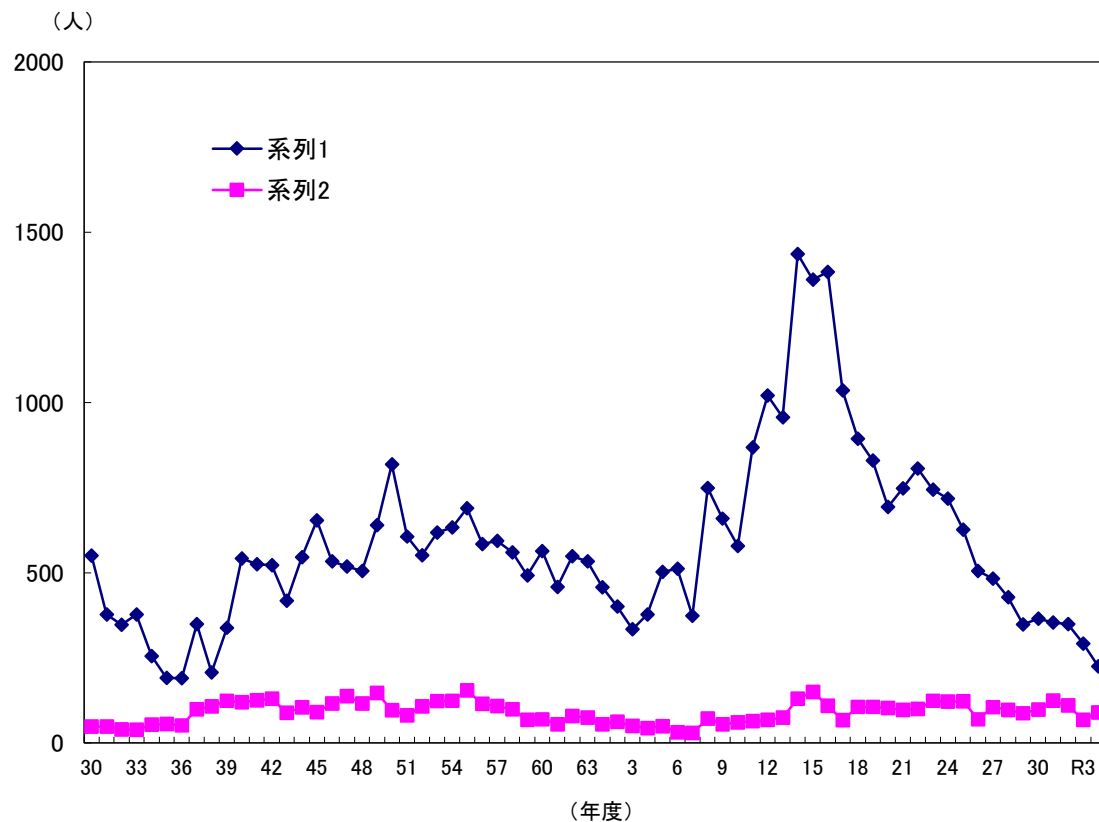


(4) 警察官採用試験

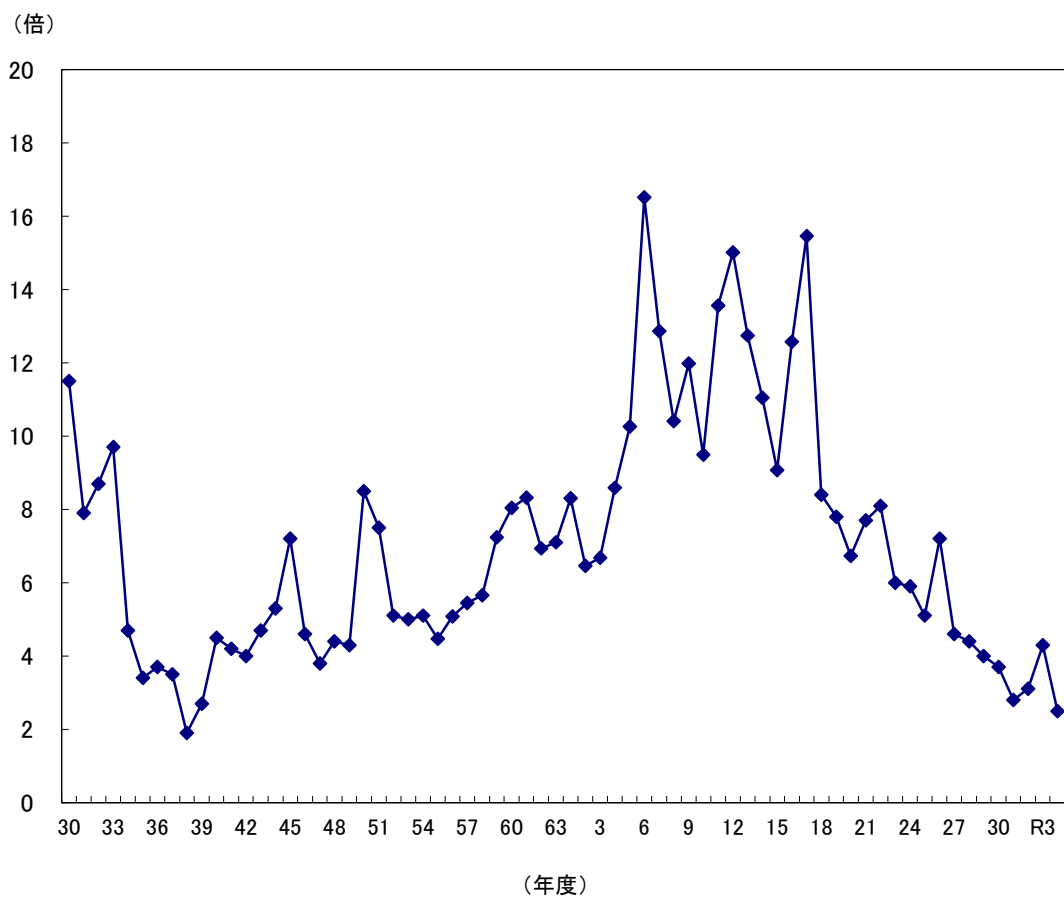
① 実施状況

年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率	年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率
		A	B	A/B			A	B	A/B
30	1	550	48	11.5	H元	3	457	55	8.3
31	1	378	48	7.9	2	3	401	62	6.5
32	1	347	40	8.7	3	3	334	50	6.7
33	1	378	39	9.7	4	3	378	44	8.6
34	1	255	54	4.7	5	2	503	49	10.3
35	1	191	56	3.4	6	2	512	31	16.5
36	1	190	52	3.7	7	2	373	29	12.9
37	1	349	99	3.5	8	4	749	72	10.4
38	1	207	108	1.9	9	3	659	55	12.0
39	1	338	124	2.7	10	2	579	61	9.5
40	1	542	120	4.5	11	3	868	64	13.6
41	1	525	126	4.2	12	3	1,021	68	15.0
42	1	522	130	4.0	13	3	956	75	12.7
43	1	418	89	4.7	14	5	1,436	130	11.0
44	1	546	104	5.3	15	6	1,361	150	9.1
45	1	654	91	7.2	16	6	1,383	110	12.6
46	1	533	116	4.6	17	4	1,036	67	15.5
47	1	519	137	3.8	18	4	894	106	8.4
48	1	505	116	4.4	19	4	830	106	7.8
49	2	639	147	4.3	20	4	693	103	6.7
50	2	818	96	8.5	21	4	747	97	7.7
51	2	606	81	7.5	22	4	806	100	8.1
52	2	551	108	5.1	23	4	744	124	6.0
53	2	618	123	5.0	24	4	718	121	5.9
54	2	633	124	5.1	25	4	627	122	5.1
55	2	689	154	4.5	26	4	505	70	7.2
56	2	584	115	5.1	27	4	483	105	4.6
57	2	594	109	5.4	28	4	429	97	4.4
58	2	560	99	5.7	29	4	348	87	4.0
59	2	492	68	7.2	30	4	365	98	3.7
60	2	563	70	8.0	R元	4	354	125	2.8
61	2	458	55	8.3	R2	4	349	111	3.1
62	2	548	79	6.9	R3	6	292	68	4.3
63	2	533	75	7.1	R4	6	225	90	2.5

②受験者数及び合格者数の推移



③競争率の推移



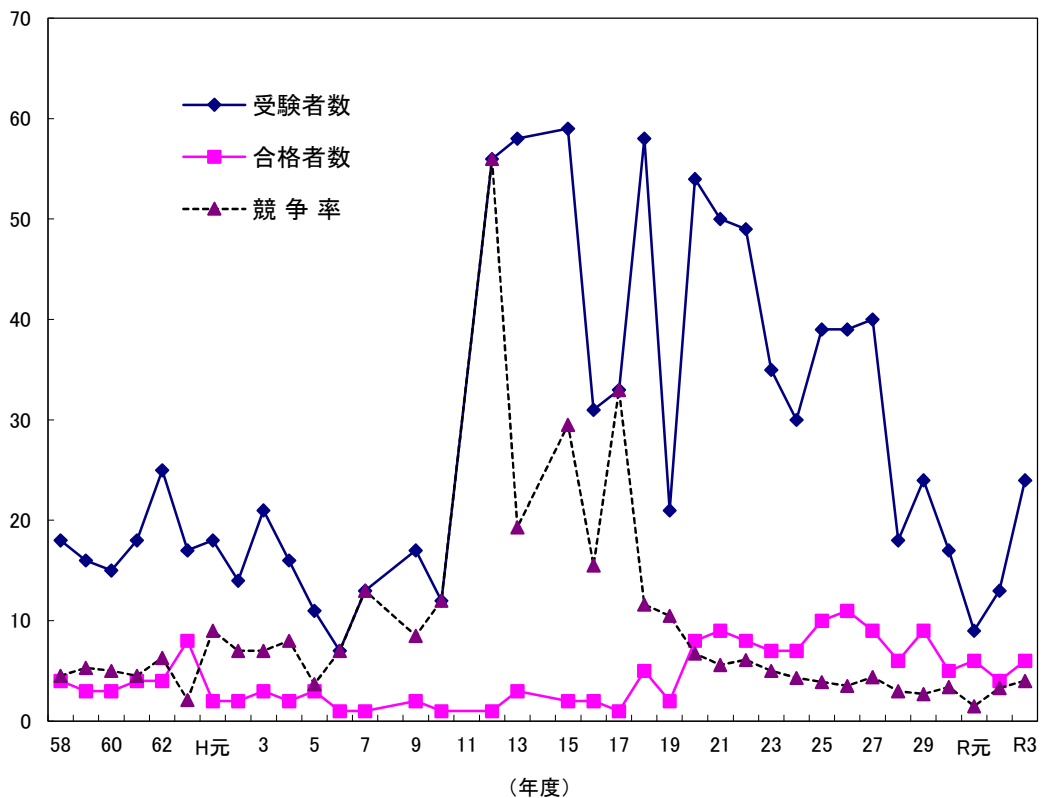
(5) 保健師採用試験

① 実施状況

年度	受験者数		競争率	年度	受験者数		競争率
	A	B	A/B		A	B	A/B
58	18	4	4.5	15	59	2	29.5
59	16	3	5.3	16	31	2	15.5
60	15	3	5.0	17	33	1	33.0
61	18	4	4.5	18	58	5	11.6
62	25	4	6.3	19	21	2	10.5
63	17	8	2.1	20	54	8	6.8
H元	18	2	9.0	21	50	9	5.6
2	14	2	7.0	22	49	8	6.1
3	21	3	7.0	23	35	7	5.0
4	16	2	8.0	24	30	7	4.3
5	11	3	3.7	25	39	10	3.9
6	7	1	7.0	26	39	11	3.5
7	13	1	13.0	27	40	9	4.4
8	—	—	—	28	18	6	3.0
9	17	2	8.5	29	24	9	2.7
10	12	1	12.0	30	17	5	3.4
11	—	—	—	R元	9	6	1.5
12	56	1	56.0	R2	13	4	3.3
13	58	3	19.3	R3	24	6	4.0
14	—	—	—	R4	16	8	2.0

② 受験者数、合格者数及び競争率の推移

(人)(倍)



(6) 薬剤師採用試験

実施状況

年度	受験者数	合格者数	競争率
	A	B	A/B
15	—	—	—
16	17	1	17.0
17	17	4	4.3
18	14	5	2.8
19	23	4	5.8
20	25	7	3.6
21	12	4	3.0
22	13	7	1.9
23	16	9	1.8
24	25	13	1.9
25	17	8	2.1
26	15	10	1.5
27	14	11	1.3
28	12	7	1.7
29	8	4	2.0
30	11	8	1.4
R元	6	4	1.5

※令和2年度より選考により採用する職となった。

(7) 診療放射線技師採用試験

実施状況

年度	受験者数	合格者数	競争率
	A	B	A/B
14	34	2	17.0
15	—	—	—
16	—	—	—
17	22	1	22.0
18	—	—	—
19	16	1	16.0
20	20	3	6.7
21	14	2	7.0
22	21	3	7.0
23	14	2	7.0
24	11	2	5.5
25	9	4	2.3

※平成26年度より選考により採用する職となった。

(8) 臨床検査技師採用試験

実施状況

年度	受験者数	合格者数	競争率
	A	B	A/B
15	39	1	39.0
16	34	4	8.5
17	20	3	6.7
18	27	1	27.0
19	24	2	12.0
20	—	—	—
21	28	3	9.3
22	—	—	—
23	29	4	9.3
24	32	3	10.7
25	24	6	4.0
26	17	4	4.3
27	24	3	8.0
28	17	3	5.7
29	21	5	4.2
30	26	4	6.5
R元	18	2	9.0
R2	18	2	9.0
R3	19	2	9.5

2 給与勧告の経緯

年度	宮 崎 県			
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
S26	11.28			
27	11.20			
28	11.30			
29	10.13	3級 7.1 4-7級 20.0 8・9級 28.5 10-13級 27.5		
30	11.10	2-3級 0.6 4-7級 6.5 8・9級 11.0 10-14級 0.09		
31	11.30	4-7級 8.5 8-9級 6.4 10級以上 25.6		32. 4. 1から国に準じて給料表改正
32	11.30		2.3	
33	11.29	行政 全職	11.8 1.9	
34	12.15		3.0	
35	12. 6		14.3	
36	12. 1		9.0	
37	11.26		8.6	
38	11.26		6.8	
39	11.14		7.2	8.9
40	11. 1		6.84	7.12
41	10.19		6.30	6.67
42	10.17		5.42	7.75
43	10.15		5.21	7.88
44	10.14		7.70	9.8
45	10. 8		9.94	全職 11.7 行政 11.33
46	10.16		9.34	全職 11.40 行政 11.45
47	10. 9		13.02	全職 10.56 行政 10.47
48	9.17		12.79	全職 15.31 行政 15.28
49	8.23		28.39	全職 28.73 行政 29.17
50	10.13		8.89	全職 10.46 行政 10.82
51	11. 2		6.02	全職 6.55 行政 6.90
52	11. 2		6.24	全職 6.61 行政 6.96
53	10.26		3.47	全職 3.71 行政 3.82

1号下位切替え
50. 6. 1

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
S23	12. 10		23. 12. 1から勧告どおり
24	12. 4		実施せず
25	8. 9		26. 1. 1から一部実施
26	8. 20		26. 10. 1から一部実施
27	8. 1		27. 11. 1から一部実施
28	7. 18		29. 1. 1から一部実施
29	7. 19	2・3級 4.7 4－7級 9.0 8－14級	ベース改定勧告留保
30	7. 16	2・3級 4.7 4－7級 8.9 8－14級 12.4	ベース改定勧告留保
31	7. 16	11.0	俸給表の合理化勧告 32. 4. 1から一部実施
32	7. 16	3.0	32. 4. 1からほぼ完全実施
33	7. 16	4.0	通勤手当新設 (33. 4. 1) 34. 4. 1から完全実施
34	7. 16	5.7	35. 4. 1から完全実施
35	8. 8	12.4	35. 10. 1からほぼ完全実施
36	8. 8	7.3	36. 10. 1から完全実施
37	8. 10	9.3	37. 10. 1から完全実施
38	8. 10	7.5	38. 10. 1から完全実施
39	8. 12	8.5	39. 9. 1から完全実施
40	8. 13	7.2	40. 9. 1から完全実施
41	8. 12	6.9	41. 9. 1から完全実施
42	8. 15	7.9	42. 8. 1から完全実施
43	8. 16	8.0	43. 7. 1から完全実施
44	8. 15	10.2	44. 6. 1から完全実施
45	8. 14	12.67	45. 5. 1から完全実施 期末手当 0.1増額、勤勉手当 0.1増額
46	8. 13	11.74	46. 5. 1から完全実施 期末手当 0.1増額
47	8. 15	10.68	47. 4. 1から完全実施
48	8. 9	15.39	48. 4. 1から完全実施
49	7. 26	29.64	49. 4. 1から完全実施 期末手当 0.4増額
50	8. 13	10.85	50. 4. 1から完全実施
51	8. 10	6.94	51. 4. 1から完全実施 期末手当 0.1減額、勤勉手当 0.1減額
52	8. 9	6.92	52. 4. 1から完全実施
53	8. 11	3.84	53. 4. 1から完全実施 期末手当 0.1減額

年度	宮 崎 県			
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
54	10.25	3.08	全職 3.45 行政 3.57	
55	10.20	4.42	全職 4.19 行政 4.53	
56	10.19	5.23	全職 4.56 行政 4.88	部長級以上は57. 4. 1実施 期末・勤勉手当は旧ベース 実施見送り
57	10.18	4.41	全職 4.36 行政 4.57	
58	10.17	6.17	全職 6.21 行政 6.43	2.02%実施
59	10.17	6.16	全職 6.18 行政 6.37	3.33%実施
60	10.16	5.55	全職 5.33 行政 5.00	実施内容は勧告どおり 実施時期は60. 7. 1
61	10.15	2.14	全職 2.24 行政 2.30	61. 4. 1から完全実施
62	10.14	1.42	全職 1.40 行政 1.42	62. 4. 1から完全実施
63	10.13	2.31	全職 2.29 行政 2.35	63. 4. 1から完全実施
H元	10.12	3.08	全職 2.82 行政 2.90	元. 4. 1から完全実施
2	10.11	3.50	全職 3.54 行政 3.57	2. 4. 1から完全実施
3	10.11	3.58	全職 3.64 行政 3.77	3. 4. 1から完全実施
4	10. 9	2.63	全職 2.74 行政 2.70	4. 4. 1から完全実施
5	10. 7	1.71	全職 2.03 行政 1.91	5. 4. 1から完全実施
6	10. 5	1.02	全職 1.34 行政 1.17	6. 4. 1から完全実施
7	10. 4	0.78	全職 1.00 行政 0.83	7. 4. 1から完全実施
8	10. 4	0.88	全職 1.00 行政 0.88	8. 4. 1から完全実施
9	10. 3	0.85	全職 1.00 行政 0.96	9. 4. 1から完全実施 (指定職相当職は、10. 4. 1から実施)
10	10. 5	0.69	全職 0.71 行政 0.68	10. 4. 1から完全実施
11	10. 5	0.27	全職 0.28 行政 0.23	11. 4. 1から完全実施 ※行政職10、11級等については給料表 改定の勧告見送り
12	10. 3	0.05	全職 0.13 行政 0.15	12. 4. 1から完全実施 ※給料表改定の勧告見送り、扶養手当 改定
13	10. 2	0.07	—	13. 4. 1から完全実施 ※特例一時金 (3,396円) 支給
14	10. 7	△2.05	全職 △1.94 行政 △2.05	15. 1. 1から完全実施 ※年間給与で民間との均衡を図るため、 3月期の期末手当で調整

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
54	8. 10	3. 70	54. 4. 1から完全実施 (指定職は54. 10. 1)
55	8. 8	4. 61	55. 4. 1から完全実施 (指定職は55. 10. 1)
56	8. 7	5. 23	56. 4. 1実施 (指定職、本省の課長等は、57. 4. 1実施。期末・勤勉手当は旧ベースに凍結)
57	8. 6	4. 58	実施見送り
58	8. 5	6. 47	58. 4. 1から2. 03%実施
59	8. 10	6. 44	59. 4. 1から3. 37%実施
60	8. 7	5. 74	実施内容は勧告どおり 実施時期は60. 7. 1
61	8. 12	2. 31	61. 4. 1から完全実施
62	8. 6	1. 47	62. 4. 1から完全実施
63	8. 4	2. 35	63. 4. 1から完全実施
H元	8. 4	3. 11	元. 4. 1から完全実施
2	8. 7	3. 67	2. 4. 1から完全実施
3	8. 7	3. 71	3. 4. 1から完全実施
4	8. 7	2. 87	4. 4. 1から完全実施
5	8. 3	1. 92	5. 4. 1から完全実施
6	8. 2	1. 18	6. 4. 1から完全実施
7	8. 1	0. 90	7. 4. 1から完全実施
8	8. 1	0. 95	8. 4. 1から完全実施
9	8. 4	1. 02	9. 4. 1から完全実施 (指定職は、10. 4. 1から実施)
10	8. 12	0. 76	10. 4. 1から完全実施
11	8. 11	0. 28	11. 4. 1から完全実施 ※行政職10、11級等については給料表改定の勧告見送り
12	8. 15	0. 12	12. 4. 1から完全実施 ※給料表改定の勧告見送り、扶養手当改定
13	8. 8	0. 08	13. 4. 1から完全実施 ※特例一時金 (3,756円) 支給
14	8. 8	△2. 03	14. 12. 1から完全実施 ※年間給与で民間との均衡を図るため、12月期の期末手当で調整

年度	宮 崎 県			
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
15	10. 1	△1.18	全職 行政 △1.09 △1.17	15.12. 1から完全実施 ※改定実施までの公民較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整
16	10. 4	△0.05	—	改定見送り
17	10. 5	△0.40	全職 行政 △0.35 △0.36	1 公民較差に基づく給与改定 17.12. 1から完全実施 ※改定実施までの官民較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 ・扶養手当の減額 (△ 500円) ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05月引き上げ) 2 給与制度の見直し 18. 4. 1から実施 ・給与カーブのフラット化 ・級構成の再編 (行政職11級→9級) ・号棒構成の見直し (号給の4分割) ・昇給制度 (普通昇給と特別昇給の統合、年1回、枠外昇給制度の廃止) ・調整手当に替えて地域手当を新設 ・新旧給料月額差額の支給
18	10. 6	0.05		1 公民較差に基づく給与改定 ・公民給与の比較方法の見直し 企業規模 100人以上→50人以上 ・給与改定 月例給は改定見送り 特別給はH18.12月期を0.025月引き下げ 2 給与制度の見直し 19. 4. 1実施 ・地域手当の支給割合の改定 ・管理職手当の定額化 ・扶養手当の改定 (子等の支給額を1,000円引き上げ)
19	10. 5	0.26	行政 0.20	1 公民較差に基づく給与改定 19. 4. 1から完全実施 ※初任給を中心に若年層に限定した給料月額の引き上げ ・扶養手当の改定 (子等の支給額を500円引き上げ) ・東京都特別区の地域手当の支給割合を改定 (0.5%引き上げ)

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
15	8. 8	△1.07	15.11. 1から完全実施 ※改定実施までの官民較差相当分を解消するため、 12月期の期末手当で調整
16	8. 6	0.01	改定見送り
17	8.15	△0.36	1 官民較差に基づく給与改定 17.12. 1から完全実施 ※改定実施までの官民較差相当分を解消するため、 12月期の期末手当で調整 ・扶養手当の減額 (△ 500円) ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05月引き上げ) 2 給与構造改革 18. 4. 1から実施 ・給与カーブのフラット化 (平均改定率△ 4.8%) ・級構成の再編 (行政職(一)11級→10級) ・号棒構成の見直し (号棒の4分割) ・昇給制度 (査定昇給、年1回、枠外昇給制度の廃止) ・調整手当に替えて地域手当を新設 ・新旧俸給月額の差額の支給
18	8. 8	0.00	1 官民較差に基づく給与改定 ・官民給与の比較方法の見直し 企業規模 100人以上→50人以上 ・給与改定 月例給、特別給とも改定見送り 2 給与構造改革 19. 4. 1実施 ・地域手当の支給割合の改定 ・広域異動手当の新設 ・俸給の特別調整額の定額化 ・扶養手当の改定 (子等の支給額を 1,000円引き上げ)
19	8. 8	0.35	1 官民較差に基づく給与改定 19. 4. 1実施 ※初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の引き上げ ・扶養手当の改定 (子等の支給額を 500円引き上げ) ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05月引き上げ) ・地域手当の支給割合の改定 (0.5%引き上げ) 2 給与構造改革 20. 4. 1実施 ・専門スタッフ職俸給表の新設

年度	宮 崎 県				
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)		実 施
20	10. 6	0.05			1 民間給与との較差に基づく給与改定 ・月例給、特別給とも改定見送り ・初任給調整手当の改定 2 給与制度の見直し ・給与条例教育職給料表(二)及び市町村給与条例教育職給料表の改定
21	10. 6	△0.26	行政	△0.25	1 民間給与との較差に基づく給与改定 21.12.1から完全実施 ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 ・自宅に係る住居手当の減額(△500円) ・期末・勤勉手当の支給割合の改定(0.3月引き下げ)
22	10. 8	△0.18	行政	△0.17	1 民間給与との較差に基づく給与改定 22.12.1から完全実施 ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 ・55歳を超える職員の給料、管理職手当を一定率で減額(△1.0%) ・期末・勤勉手当の支給割合の改定(0.2月引き下げ)
23	11. 2	△0.29	行政	△0.29	1 民間給与との較差に基づく給与改定 23.12.1から完全実施 ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 ・特別給は改定見送り
24	10. 5	△0.11			1 民間給与との較差に基づく給与改定 月例給、特別給とも改定見送り 2 給与制度の見直し ・昇給制度(55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止(26.4.1から実施)) ・自宅住居手当の廃止(25.4.1から実施)
25	10. 10	0.05			1 民間給与との較差に基づく給与改定 月例給、特別給とも改定見送り 2 給与制度の見直し ・経過措置額の廃止(26.4.1から実施) ・昇給抑制の回復(26.4.1から実施)

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
20	8. 11	0. 04	1 官民較差に基づく給与改定 <ul style="list-style-type: none"> ・月例給、特別給とも改定見送り ・初任給調整手当の改定 2 給与構造改革 <ul style="list-style-type: none"> ・本府省業務調整手当の新設 ・地域手当の支給割合の改定
21	8. 11	△0. 22	1 官民較差に基づく給与改定 <p>21. 12. 1から完全実施</p> ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅に係る住居手当の廃止 ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0. 35月引下げ)
22	8. 10	△0. 19	1 官民較差に基づく給与改定 <p>22. 12. 1から完全実施</p> ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 <ul style="list-style-type: none"> ・55歳を超える職員の俸給及び俸給の特別調整額を一定率で減額 (△ 1. 5%) ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0. 2月引下げ)
23	9. 30	△0. 23	1 官民較差に基づく給与改定 <p>「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の成立 (24. 2. 29) により、24. 3. 1から完全実施</p> ※改定実施までの較差相当分を解消するため、24年6月期の期末手当で調整 <ul style="list-style-type: none"> ・経過措置額を平成26年4月に全額廃止
24	8. 8	△0. 07	1 官民較差に基づく給与改定 <ul style="list-style-type: none"> ・月例給、特別給とも改定見送り 2 昇給制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止 (26. 1. 1から実施)
25	8. 8	0. 02	1 官民較差に基づく給与改定 <ul style="list-style-type: none"> ・月例給、特別給とも改定見送り

年度	宮 崎 県			
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
26	10. 9	0.23	0.24	1 民間給与との較差に基づく給与改定 26. 4. 1から完全実施 ・月例給の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定（0.15月引上げ） ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・通勤手当の引上げ 2 給与制度の総合的見直し 27. 4. 1から実施 ・世代間の給与配分の見直しの観点から給与カーブの見直し（平均改定率△2%、50歳台後半層が多く在職す高位号給は最大△4%程度、初任給に係る号給は据置き） ・号給の増設 ・諸手当（単身赴任手当、地域手当、管理職員特別勤務手当）の見直し ・新旧給料月額の差額の支給（当分の間）
27	10. 7	1.10	1.02	1 民間給与との較差に基づく給与改定 27. 4. 1から完全実施 ・給料表の引上げ（平均改定率0.43%） ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・28年4月以降に引上げ予定としていた地域手当の引上げを一部（0.5～1%）前倒しして実施 ・給与制度の総合的見直しに伴う経過措置の取扱いの見直し ・高齢層職員に対する給料等の1%減額措置の廃止 ・期末・勤勉手当の支給割合の改定（0.1月引上げ） 2 給与制度の総合的見直し（28年度において実施する事項） 28. 4. 1から実施 ・地域手当の支給割合の改定 ・単身赴任手当の支給額の改定
28	10. 6	0.16	0.12	1 民間給与との較差に基づく給与改定 28. 4. 1から完全実施 ・給料表の引上げ（平均改定率0.2%） ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定（0.1月引上げ） 2 給与制度の改正 29. 4. 1から実施 ・配偶者に係る扶養手当の見直し（段階実施）

年度	国 (人 事 院)		
	報告日	官民較差 (%)	実 施
26	8. 7	0.27	<p>1 官民較差に基づく給与改定 26. 4. 1から完全実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例給の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.15月引上げ) ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・通勤手当の引上げ <p>2 給与制度の総合的見直し 27. 4. 1から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間・世代間の給与配分の見直しの観点から給与カーブの見直し (平均改定率△2%、50歳台後半層が多く在職する高位号俸は最大△4%、初任給に係る号俸は据置き) ・号俸の増設 ・諸手当 (広域異動手当、単身赴任手当、本府省業務調整手当、管理職員特別勤務手当) の見直し ・新旧給料月額の差額の支給 (3年間)
27	8. 6	0.36	<p>1 官民較差に基づく給与改定 27. 4. 1から完全実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・俸給表の引上げ (平均改定率0.4%) ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・28年4月以降に引上げ予定としていた地域手当の引上げを一部 (0.5~2%) 前倒しして実施 ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.1月引上げ) <p>2 給与制度の総合的見直し (28年度において実施する事項) 28. 4. 1から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域手当の支給割合の改定 ・単身赴任手当の支給額の改定
28	8. 8	0.17	<p>1 官民較差に基づく給与改定 28. 4. 1から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・俸給表の引上げ (平均改定率0.2%) ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.1月引上げ) <p>2 給与制度の改正等 29. 4. 1から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与制度の総合的見直し (29年度において実施する事項) 本府省業務調整手当の引上げ ・配偶者に係る扶養手当の見直し (段階実施) ・専門スタッフ職俸給表4級の新設

年度	宮 崎 県			
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
29	10. 12	0.15	0.12	1 民間給与との較差に基づく給与改定 29. 4. 1から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定（ 0.10月引上げ）
30	10. 5	0.17	0.15	1 民間給与との較差に基づく給与改定 30. 4. 1から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定（ 0.05月引上げ） 2 給与制度の改正 30. 4. 1から実施 ・宿日直手当の支給額の改定 31. 4. 1から実施 ・給与制度の総合的見直しに係る経過措 置の廃止
R元	10. 9	0.14	0.11	1 民間給与との較差に基づく給与改定 31. 4. 1から完全実施 ・月例給の引上げ ・特別給は改定見送り 2 給与制度の改正 R2. 4. 1から実施（経過措置:3年間） ・住居手当の見直し（支給対象となる家 賃額の下限を引上げ、手当額の上限を 引上げ）
2	10. 23			(特別給のみ先行報告) 1 民間給与との較差に基づく給与改定 ・特別給は改定見送り
	11. 24	0.02		1 民間給与との較差に基づく給与改定 月例給、特別給とも改定見送り

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
29	8. 8	0.15	1 官民較差に基づく給与改定 29. 4. 1から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・本府省業務調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.10月引上げ) 2 給与制度の総合的見直し 30. 4. 1から実施 ・俸給表水準の引下げの際の経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に抑制された昇給を回復 (1号俸) ・本府省業務調整手当の引上げ
30	8.10	0.16	1 官民較差に基づく給与改定 30. 4. 1から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05月引上げ) 2 給与制度の改正 30. 4. 1から実施 ・宿日直手当の支給額の改定
R元	8. 7	0.09	1 官民較差に基づく給与改定 31. 4. 1から完全実施 ・月例給の引上げ ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05月引上げ) 2 給与制度の改正 R2. 4. 1から実施 (経過措置：1年間) ・住居手当の見直し (支給対象となる家賃額の下限を引上げ、手当額の上限を引上げ)
2	10. 7		(特別給のみ先行報告) 1 官民較差に基づく給与改定 R2. 12. 1から完全実施 ・期末手当の支給割合の改定 (0.05月引下げ)
	10.28	△0.04	1 官民較差に基づく給与改定 月例給の改定見送り

年度	宮 崎 県			
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
3	10. 8	0.07		1 民間給与との較差に基づく給与改定 ・月例給は改定見送り R3. 12. 1 から完全実施 ・期末手当の支給割合の改定 (0. 10月引 下げ)
4	10. 7	0.26	0.24	1 民間給与との較差に基づく給与改定 R4. 4. 1から完全実施 ・月例給の引上げ ・勤勉手当の支給割合の改定 (0. 05月引 上げ)

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
3	8. 10	0.00	1 官民較差に基づく給与改定 ・月例給は改定見送り ・期末手当の支給割合の改定 (0.15月引下げ) ※ 勧告後の閣議決定により、R3年度の引下げ相当額は、R4.6月期末手当で調整
4	8. 8	0.23	1 官民較差に基づく給与改定 R4. 4. 1 から完全実施 ・月例給の引上げ ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.10月引上げ)

3 措置要求及び審査請求一覧表

(1) 措置要求一覧表

令和5年3月31日現在

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
1	1	(受付) S26.10.2	教職員の定員増の措置	交渉勸奨 (S26.10.5)
2	2	(〃) S26.12.4	教職員の定期昇給の措置	取下げ (S26.12.19)
3	1	(〃) S29.7.7 (〃) S29.4.16	臨職からの任用替えの措置	審査打切り(退職) (S29.12.31)
4	2	S29.7.1	〃	判定、勧告(一部認容) (S30.6.2)
5	173	S29.7.2	特殊勤務手当増額の措置	判定(棄却) (S30.12.27)
6	3	S29.7.2	特殊勤務手当支給の措置	判定(棄却) (S30.12.27)
7	16	S29.7.3	〃	判定(棄却) (S30.12.27)
8	1	(受付) S29.7.7	三級吏員試験合格者の昇任の措置	取下げ (S29.9.1)
9	12	S29.7.7	雇から三級吏員への選考昇任の措置	判定(棄却) (S29.9.15)
10	24	(受付) S29.7.7	特殊勤務手当支給の措置	取下げ (S29.12.28)
11	43	(〃) S29.7.7	特殊勤務手当増額の措置	取下げ (S29.12.28)
12	38	S29.7.7	〃	判定(棄却) (S30.12.27)
13	60	S29.7.7	特殊勤務手当支給の措置	判定(棄却) (S30.12.27)
14	25	S29.7.7	〃	判定、勧告(認容) (S30.12.27)
15	12	S29.8.24	恩給退職年金に関する措置	判定(棄却) (S31.6.28)
16	1	(受付) S29.11.8	給料是正の措置	取下げ (S29.11.24)
17	1	(〃) S29.12.6	〃	取下げ (S30.12.7)
18	412	(〃) S31.12.14	給与の一律引上げの措置	取下げ (S31.12.27)
19	412	(〃) S31.12.14	期末勤勉手当増額の措置	取下げ (S31.12.27)
20	412	(〃) S31.12.14	定期昇給完全実施の措置	取下げ (S31.12.27)
21	412	(〃) S31.12.14	勤務地手当、へき地手当改善の措置	取下げ (S31.12.27)
22	51	S33.6.3	給与是正の措置	交渉勸奨 (S34.5.19)
23	6,644	S33.7.15	勤務評定に関する措置	判定(棄却) (S33.9.1)
24	6,644	S33.7.15	定期昇給実施の措置	判定、勧告(認容) (S33.9.1)
25	1,655	S33.9.25	宿日直手当に関する措置	判定、勧告(一部認容) (S33.11.28)
26	1,655	S33.9.25	日額旅費引上げの措置	判定(棄却) (S33.11.28)
27	1,655	S33.9.25	通勤手当制度改善の措置	判定(棄却) (S33.11.28)
28	8	S33.9.25	給与昇給是正の措置	審査打切り(基準設定) (S34.5.19)
29	8	(受付) S34.2.10	舎監業務従事者に対する時間外手当支給の措置	取下げ (S34.9.18)
30	3,654	S34.2.10	〃	審査打切り(条例制定) (S35.5.30)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
31	1,062	S34. 2. 10	宿日直手当引上げの措置	判定、勧告(一部認容) (S34. 6. 13)
32	1,062	S35. 2. 26	期末手当引上げの措置	判定(棄却) (S35. 7. 4)
33	1,062	S35. 2. 26	宿日直手当引上げの措置	判定(棄却) (S35. 7. 4)
34	1,062	(受付) S35. 2. 26	給与の一律引上げの措置	取下げ (S35. 12. 8)
35	1,062	(〃) S35. 2. 26	給与の昇給昇格の措置	取下げ (S35. 12. 8)
36	1,062	(〃) S35. 2. 26	定数外17条臨職の定数化の措置	取下げ (S36. 3. 10)
37	3	(〃) S35. 12. 3	勤務時間割り振り(三交替勤務)の措置	交渉勧奨 (S36. 2. 27)
38	3	(〃) S35. 12. 3	休日に関する措置	交渉勧奨 (S36. 2. 27)
39	3	(〃) S35. 12. 3	時間外勤務協定に関する措置	取下げ (S38. 2. 1)
40	3	(〃) S35. 12. 3	時間外勤務手当に関する措置	取下げ (S38. 2. 1)
41	1	(〃) S35. 12. 12	給与是正の措置	取下げ (S36. 7. 18)
42	5,258	S40. 12. 13	人事委員会給与勧告値切分補償の措置	判定(棄却) (S42. 5. 4)
43	5,258	S40. 12. 13	時間外勤務手当支給の措置	判定、勧告(認容) (S42. 5. 4)
44	1	S40. 12. 13	〃	判定、勧告(認容) (S42. 5. 4)
45	5,258	S40. 12. 13	宿日直勤務廃止の措置	判定、勧告(一部認容) (S42. 5. 1)
46	71	併合 S41. 12. 21 S42. 1. 6 S42. 1. 12	賃金カット、勤勉手当の勤務期間除算に関する措置	取下げ (S49. 6. 28)
47	1	(受付) S42. 7. 29	給与昇給の措置	取下げ (S43. 2. 13)
48	11	S44. 4. 28	高齢者給与の昇格、昇給の措置	取下げ (S55. 12. 25)
49	1	S49. 11. 27	研修参加の出張承認及び旅費支給の措置	取下げ (S59. 5. 10)
50	2	S50. 2. 10	学校事務職員の勤務時間の改正措置	取下げ (S53. 5. 8)
51	1	S62. 12. 11	給料号給の見直しとそれに伴う給与差額の支給の措置	取下げ (S63. 3. 23)
52	1	S63. 6. 24	健康上の理由による配置換えの措置	判定(棄却) (H元. 1. 23)
53	1	(受付) S63. 7. 7	給料号給の見直しとそれに伴う給与差額の支給及び時間外勤務手当の支給並びに法令遵守の徹底等の措置	取下げ (S63. 7. 21)
54	1	(〃) S63. 10. 15	〃	取下げ (S63. 11. 9)
55	1	H元. 2. 28	〃	判定(棄却) (H元. 12. 22)
56	1	(受付) H元. 10. 23	学会出会の出張承認の措置	取下げ (H元. 11. 6)
57	1	(〃) H11. 12. 28	上司等に分限・懲戒処分を要求するもの	却下(受理要件非該当) (H12. 1. 25)
58	3	併合 H11. 12. 14 H11. 12. 20 H11. 12. 24	強制的な年休の変更及び上司の諸言動の中止を要求するもの	判定(一部却下、一部棄却) (H12. 4. 24)
59	1	(受付) H12. 4. 10	上司に対する処分等を要求するもの	却下(受理要件非該当) (H12. 6. 8)
60	3	併合 H12. 4. 24 H12. 5. 10	58の事案と同様の要求事項ほか	審査打切り (H12. 9. 11)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
61	19	H12. 6. 26 (19事案を併合)	58の事案と同様の要求事項	判定(一部却下、一部棄却) (H12. 7. 10)
62	2	H12. 7. 10 (2事案を併合)	上司の諸言動の中止を要求するもの	判定(一部却下、一部棄却) (H12. 7. 24)
63	1	(受付) H13. 1. 28	人事委員会自身の審議を要求するもの	却下(受理要件非該当) (H13. 2. 23)
64	1	(〃) H13. 3. 7	市教育委員会で行われた尋問の是非	〃 (H13. 3. 27)
65	1	(〃) H13. 3. 19	市教育委員会で行われた尋問における教育長の発言についての是非	〃 (H13. 4. 10)
66	1	(〃) H13. 3. 22	上司による年休時季変更についての是非	〃 (H13. 4. 10)
67	1	(〃) H13. 3. 23	同僚の発言が職務に該当するかについての是非	〃 (H13. 4. 10)
68	1	(〃) H13. 3. 27	上司による忌引休暇から年次有給休暇への変更についての是非	判定(却下) (H13. 6. 26)
69	1	(〃) H13. 3. 28	上司による休憩時間の呼出しについての是非	却下(受理要件非該当) (H13. 4. 24)
70	1	(〃) H13. 3. 30	上司が要求者を市教育委員会へ連れて行くことができることについての是非	〃 (H13. 4. 24)
71	1	(〃) H13. 3. 30	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての是非	〃 (H13. 4. 24)
72	1	(〃) H13. 4. 2	上司による休憩時間の呼出しについての是非	〃 (H13. 4. 24)
73	1	(〃) H13. 4. 4	市教育相談員の発言が職務に該当するかについての是非	〃 (H13. 4. 24)
74	1	(〃) H13. 4. 5	上司の個人情報漏洩の是非	〃 (H13. 4. 24)
75	1	(〃) H13. 4. 6	市教委で尋問を受けることは要求者自身の職務になるかについての是非	〃 (H13. 4. 24)
76	1	(〃) H13. 4. 9	上司による休憩時間の呼出しについての是非	〃 (H13. 5. 8)
77	1	(〃) H13. 4. 10	休憩時間の呼出しにおける上司の発言についての是非	〃 (H13. 5. 8)
78	1	(〃) H13. 4. 11	市教育委員会での尋問における学校教育課長の発言についての是非	〃 (H13. 5. 8)
79	1	(〃) H13. 4. 12	同僚の発言の法的根拠の明確化	〃 (H13. 5. 8)
80	1	(〃) H13. 4. 13	市教育委員会への申入書の提出の有無	〃 (H13. 5. 8)
81	1	(〃) H13. 4. 16	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	〃 (H13. 5. 8)
82	1	(〃) H13. 4. 17	人事委員会の情報漏洩の有無	〃 (H13. 5. 8)
83	1	(〃) H13. 4. 18	上司の情報漏洩の是非	〃 (H13. 5. 8)
84	1	(〃) H13. 4. 19	上司が勤務時間内にメール差止めの話をするのが可能であることの是非	〃 (H13. 5. 8)
85	1	(〃) H13. 4. 20	上司の発言の意図の明確化	〃 (H13. 5. 8)
86	1	(〃) H13. 4. 23	上司に抗議メール差止めを連絡してきた行政機関の明確化等	〃 (H13. 5. 23)
87	1	(〃) H13. 4. 24	抗議メール差止めを目的とした上司の発言の是非	〃 (H13. 5. 23)
88	1	(〃) H13. 4. 25	市教育委員会での教育長の尋問が職務になることの是非等	〃 (H13. 5. 23)
89	1	(〃) H13. 4. 26	抗議メールの情報入手先の確認	〃 (H13. 5. 23)
90	1	(〃) H13. 4. 27	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての是非等	〃 (H13. 5. 23)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
91	1	(受付) H13. 5. 1	上司に抗議メールの差止めを連絡してきた行政機関の明確化等	却下(受理要件非該当) (H13. 5. 23)
92	1	(〃) H13. 5. 2	人事委員会の情報漏洩について説明を求めるもの	〃 (H13. 5. 23)
93	1	(〃) H13. 5. 7	市教育委員会での尋問がセクシャルハラスメントであることの是非	〃 (H13. 5. 23)
94	1	(〃) H13. 5. 9	市教育委員会での尋問が教育長等の職務になることの是非	〃 (H13. 6. 8)
95	1	(〃) H13. 5. 10	人事委員会の情報漏洩の有無	〃 (H13. 6. 8)
96	1	(〃) H13. 5. 11	上司が要求者を市教育委員会へ命令的に連れて行った目的の明確化	〃 (H13. 6. 8)
97	1	(〃) H13. 5. 14	人事委員会の個人情報漏洩の目的等について説明を求めるもの	〃 (H13. 6. 8)
98	1	(〃) H13. 5. 15	市教育相談員の発言が職務に該当するかについての是非	〃 (H13. 6. 8)
99	1	(〃) H13. 5. 16	上司に抗議メールの差止めを連絡してきた行政機関の明確化等	〃 (H13. 6. 8)
100	1	(〃) H13. 5. 17	人事委員会の個人情報漏洩の目的等について説明を求めるもの	〃 (H13. 6. 8)
101	1	(〃) H13. 5. 18	上司による休憩時間の呼出しについての是非等	〃 (H13. 6. 8)
102	1	(〃) H13. 5. 21	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての是非	〃 (H13. 6. 8)
103	1	(〃) H13. 5. 22	抗議メールの差止めを目的とした上司の発言の是非	〃 (H13. 6. 8)
104	1	(〃) H13. 5. 25	抗議メール差止めの話を聞かされることが要求者の職務になることについての是非	〃 (H13. 6. 26)
105	1	(〃) H13. 6. 1	上司に抗議メール差止めの連絡をしてきた行政機関の明確化等	〃 (H13. 6. 26)
106	1	(〃) H13. 6. 8	市教育委員会で行われた尋問が人権侵害とセクシャルハラスメントであることの明確化等	〃 (H13. 7. 10)
107	1	(〃) H13. 6. 15	上司に抗議メールの差止めを連絡してきた行政機関の明確化等	〃 (H13. 7. 10)
108	1	(〃) H13. 6. 20	上司の発言の意図の明確化	〃 (H13. 7. 10)
109	1	(〃) H13. 6. 20	同僚の発言についての法的根拠の明確化	〃 (H13. 7. 10)
110	1	(〃) H13. 6. 21	上司に抗議メールの差止めを連絡してきた行政機関の明確化等	〃 (H13. 7. 10)
111	1	(〃) H13. 6. 22	市教育委員会での教育長の尋問が職務になることの是非	〃 (H13. 7. 10)
112	1	(〃) H13. 6. 25	上司による休憩時間の呼出しについての違法性の是非	〃 (H13. 7. 30)
113	1	(〃) H13. 6. 25	市教育委員会での学校教育課長の尋問が職務になることについての是非	〃 (H13. 7. 30)
114	1	(〃) H13. 6. 27	市教育委員会での尋問における学校教育課長の発言の是非	〃 (H13. 7. 30)
115	1	(〃) H13. 6. 29	市教育委員会で行われた尋問はセクシャルハラスメントであるとして、その対応と処理を求めるもの	〃 (H13. 7. 30)
116	1	(〃) H13. 7. 2	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	〃 (H13. 7. 30)
117	1	(〃) H13. 7. 3	上司が要求者を市教育委員会へ連れて行った目的の明確化	〃 (H13. 7. 30)
118	1	(〃) H13. 7. 4	人事委員会が情報漏洩した行政機関の明確化	〃 (H13. 7. 30)
119	1	(〃) H13. 7. 5	市教育委員会での尋問における学校教育課長の発言の是非	〃 (H13. 7. 30)
120	1	(〃) H13. 7. 6	市教育委員会で行われた尋問はセクシャルハラスメントであるとして、その対応と処理を求めるもの	〃 (H13. 7. 30)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
121	1	(受付) H13. 7. 9	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての是非等	却下(受理要件非該当) (H13. 7. 30)
122	1	(〃) H13. 7. 9	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	〃 (H13. 8. 10)
123	1	(〃) H13. 7. 11	上司による退庁時刻後の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 10)
124	1	(〃) H13. 7. 12	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 10)
125	1	(〃) H13. 7. 13	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 10)
126	1	(〃) H13. 7. 16	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 10)
127	1	(〃) H13. 7. 18	市教育委員会での教育長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 10)
128	1	(〃) H13. 7. 19	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 10)
129	1	(〃) H13. 7. 23	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 10)
130	1	(〃) H13. 7. 25	市教育委員会での教育長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 10)
131	1	(〃) H13. 7. 26	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 10)
132	1	(〃) H13. 7. 30	市教育委員会での教育長等の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 21)
133	1	(〃) H13. 7. 30	上司による退庁時刻後の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 10)
134	1	(〃) H13. 8. 2	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 21)
135	1	(〃) H13. 8. 6	上司による退庁時刻後の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 10)
136	1	(〃) H13. 8. 9	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 10)
137	1	(〃) H13. 8. 10	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 10)
138	1	(〃) H13. 8. 13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 10)
139	1	(〃) H13. 8. 15	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 10)
140	1	(〃) H13. 8. 16	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 10)
141	1	(〃) H13. 8. 17	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 10)
142	1	(〃) H13. 8. 21	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)
143	1	(〃) H13. 8. 22	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)
144	1	(〃) H13. 8. 23	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)
145	1	(〃) H13. 8. 27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)
146	1	(〃) H13. 8. 29	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)
147	1	(〃) H13. 8. 30	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)
148	1	(〃) H13. 9. 3	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)
149	1	(〃) H13. 9. 4	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)
150	1	(〃) H13. 9. 5	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
151	1	(受付) H13. 9. 6	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H13. 9. 20)
152	1	(〃) H13. 9. 7	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)
153	1	(〃) H13. 9. 10	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 9)
154	1	(〃) H13. 9. 11	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 9)
155	1	(〃) H13. 9. 12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 9)
156	1	(〃) H13. 9. 13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 9)
157	1	(〃) H13. 9. 14	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 9)
158	1	(〃) H13. 9. 17	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 9)
159	1	(〃) H13. 9. 18	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 9)
160	1	(〃) H13. 9. 19	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
161	1	(〃) H13. 9. 20	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
162	1	(〃) H13. 9. 21	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
163	1	(〃) H13. 9. 25	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
164	1	(〃) H13. 9. 26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
165	1	(〃) H13. 9. 27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
166	1	(〃) H13. 9. 28	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
167	1	(〃) H13. 10. 1	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
168	1	(〃) H13. 10. 3	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
169	1	(〃) H13. 10. 3	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
170	1	(〃) H13. 10. 4	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
171	1	(〃) H13. 10. 5	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 12)
172	1	(〃) H13. 10. 9	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 12)
173	1	(〃) H13. 10. 10	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 12)
174	1	(〃) H13. 10. 12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 12)
175	1	(〃) H13. 10. 15	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 12)
176	1	(〃) H13. 10. 16	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 12)
177	1	(〃) H13. 10. 18	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 12)
178	1	(〃) H13. 10. 18	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 12)
179	1	(〃) H13. 10. 22	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 20)
180	1	(〃) H13. 10. 22	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 20)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
181	1	(受付) H13. 10. 23	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H13. 11. 20)
182	1	(〃) H13. 10. 24	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 20)
183	1	(〃) H13. 10. 26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 20)
184	1	(〃) H13. 10. 26	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 20)
185	1	(〃) H13. 10. 29	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 20)
186	1	(〃) H13. 10. 30	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 20)
187	1	(〃) H13. 10. 31	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 20)
188	1	(〃) H13. 11. 1	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 20)
189	1	(〃) H13. 11. 2	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 20)
190	1	(〃) H13. 11. 5	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 20)
191	1	(〃) H13. 11. 8	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 20)
192	1	(〃) H13. 11. 12	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 12. 11)
193	1	(〃) H13. 11. 12	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 12. 11)
194	1	(〃) H13. 11. 14	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 12. 11)
195	1	(〃) H13. 11. 15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 12. 11)
196	1	(〃) H13. 11. 16	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 12. 11)
197	1	(〃) H13. 11. 19	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 12. 11)
198	1	(〃) H13. 11. 20	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 12. 18)
199	1	(〃) H13. 11. 22	上司が要求者を市教育委員会へ命令的に連れて行った目的の明確化	〃 (H13. 12. 18)
200	1	(〃) H13. 11. 26	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	〃 (H13. 12. 18)
201	1	(〃) H13. 11. 28	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	〃 (H13. 12. 18)
202	1	(〃) H13. 11. 30	市教育委員会で行われた尋問はセクシャルハラスメントであるとして、その対応と処理を求めるもの	〃 (H13. 12. 18)
203	1	(〃) H13. 12. 3	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての是非等	〃 (H13. 12. 18)
204	1	(〃) H13. 12. 5	市教育委員会での尋問における学校教育課長の発言についての是非	〃 (H13. 12. 18)
205	1	(〃) H13. 12. 7	人事委員会が情報漏洩した行政機関の明確化等	〃 (H13. 12. 18)
206	1	(〃) H13. 12. 10	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 1. 10)
207	1	(〃) H13. 12. 12	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 1. 10)
208	1	(〃) H13. 12. 13	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 1. 10)
209	1	(〃) H13. 12. 17	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 1. 25)
210	1	(〃) H13. 12. 18	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 1. 25)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
211	1	(受付) H13. 12. 19	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H14. 1. 25)
212	1	(〃) H13. 12. 20	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 1. 25)
213	1	(〃) H13. 12. 25	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 1. 25)
214	1	(〃) H13. 12. 25	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 1. 25)
215	1	(〃) H13. 12. 27	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 1. 25)
216	1	(〃) H14. 1. 9	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 2. 8)
217	1	(〃) H14. 1. 10	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 2. 8)
218	1	(〃) H14. 1. 18	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 2. 8)
219	1	(〃) H14. 1. 21	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 2. 8)
220	1	(〃) H14. 1. 23	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 2. 8)
221	1	(〃) H14. 1. 24	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 2. 26)
222	1	(〃) H14. 1. 30	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 2. 26)
223	1	(〃) H14. 1. 31	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 2. 26)
224	1	(〃) H14. 2. 1	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 2. 26)
225	1	(〃) H14. 2. 4	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 2. 26)
226	1	(〃) H14. 2. 5	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 2. 26)
227	1	(〃) H14. 2. 6	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 2. 26)
228	1	(〃) H14. 2. 7	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 3. 7)
229	1	(〃) H14. 2. 8	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 3. 7)
230	1	(〃) H14. 2. 12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 3. 7)
231	1	(〃) H14. 2. 13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 3. 7)
232	1	(〃) H14. 2. 14	上司が要求者を市教育委員会へ命令的に連れて行った目的の明確化	〃 (H14. 3. 7)
233	1	(〃) H14. 2. 15	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 3. 7)
234	1	(〃) H14. 2. 18	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 3. 7)
235	1	(〃) H14. 2. 20	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 3. 7)
236	1	(〃) H14. 2. 21	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 3. 7)
237	1	(〃) H14. 2. 22	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 3. 7)
238	1	(〃) H14. 2. 25	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 3. 27)
239	1	(〃) H14. 2. 26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 3. 27)
240	1	(〃) H14. 2. 27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 3. 27)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
241	1	(受付) H14. 2. 28	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H14. 3. 27)
242	1	(〃) H14. 3. 1	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 3. 27)
243	1	(〃) H14. 3. 4	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 3. 27)
244	1	(〃) H14. 3. 6	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
245	1	(〃) H14. 3. 7	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
246	1	(〃) H14. 3. 8	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
247	1	(〃) H14. 3. 11	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
248	1	(〃) H14. 3. 13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
249	1	(〃) H14. 3. 14	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
250	1	(〃) H14. 3. 15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
251	1	(〃) H14. 3. 18	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
252	1	(〃) H14. 3. 20	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
253	1	(〃) H14. 3. 22	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
254	1	(〃) H14. 3. 25	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
255	1	(〃) H14. 3. 26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 30)
256	1	(〃) H14. 3. 27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 30)
257	1	(〃) H14. 3. 28	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 30)
258	1	(〃) H14. 3. 29	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 30)
259	1	(〃) H14. 4. 1	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 30)
260	1	(〃) H14. 4. 2	上司による長期研修の職務命令について根拠の明示等を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
261	1	(〃) H14. 4. 3	上司による長期研修の職務命令について根拠の明示等を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
262	1	(〃) H14. 4. 5	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
263	1	(〃) H14. 4. 8	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
264	1	(〃) H14. 4. 9	長期研修で研修目的外の作文を書かされることについて理由の説明等を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
265	1	(〃) H14. 4. 10	市教育長が長期研修を執行した根拠の明示等を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
266	1	(〃) H14. 4. 11	県教育長に対し長期研修の運営全般等について説明を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
267	1	(〃) H14. 4. 12	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
268	1	(〃) H14. 4. 15	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
269	1	(〃) H14. 4. 17	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
270	1	(〃) H14. 4. 19	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
271	1	(受付) H14. 4. 22	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H14. 5. 14)
272	1	(〃) H14. 4. 26	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 28)
273	1	(〃) H14. 4. 30	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 28)
274	1	(〃) H14. 5. 2	長期研修で研究授業が課せられていることについて法的根拠の説明等を求めるもの	〃 (H14. 5. 28)
275	1	(〃) H14. 5. 8	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 28)
276	1	(〃) H14. 5. 9	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 28)
277	1	(〃) H14. 5. 10	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 28)
278	1	(〃) H14. 5. 13	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 11)
279	1	(〃) H14. 5. 14	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 11)
280	1	(〃) H14. 5. 15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 11)
281	1	(〃) H14. 5. 16	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 11)
282	1	(〃) H14. 5. 17	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 11)
283	1	(〃) H14. 5. 21	上司が校長会に提出した要求者に関する資料等の送付を求めるもの	〃 (H14. 6. 11)
284	1	(〃) H14. 5. 21	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 11)
285	1	(〃) H14. 5. 22	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 11)
286	1	(〃) H14. 5. 23	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 11)
287	1	(〃) H14. 5. 27	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
288	1	(〃) H14. 5. 29	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
289	1	(〃) H14. 5. 30	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
290	1	(〃) H14. 5. 31	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
291	1	(〃) H14. 6. 3	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
292	1	(〃) H14. 6. 4	長期研修で職務として研究授業をしなければならないとする法的根拠の説明等を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
293	1	(〃) H14. 6. 4	長期研修で職務として研究授業をしなければならないとする法的根拠の説明等を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
294	1	(〃) H14. 6. 5	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
295	1	(〃) H14. 6. 6	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
296	1	(〃) H14. 6. 7	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
297	1	(〃) H14. 6. 10	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 10)
298	1	(〃) H14. 6. 11	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 10)
299	1	(〃) H14. 6. 12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 10)
300	1	(〃) H14. 6. 12	定期異動時に主幹兼係長の職である7級の職に昇格させることを求めるもの	〃 (H14. 7. 30)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
301	1	(受付) H14. 6. 13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H14. 7. 10)
302	1	(〃) H14. 6. 14	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 10)
303	1	(〃) H14. 6. 17	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 10)
304	1	(〃) H14. 6. 19	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 10)
305	1	(〃) H14. 6. 20	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 10)
306	1	(〃) H14. 6. 21	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 30)
307	1	(〃) H14. 6. 24	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 30)
308	1	(〃) H14. 6. 25	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 30)
309	1	(〃) H14. 6. 26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 30)
310	1	(〃) H14. 6. 27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 30)
311	1	(〃) H14. 6. 28	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 30)
312	1	(〃) H14. 7. 1	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 30)
313	1	(〃) H14. 7. 3	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 30)
314	1	(〃) H14. 7. 4	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 30)
315	1	(〃) H14. 7. 8	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
316	1	(〃) H14. 7. 10	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
317	1	(〃) H14. 7. 11	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
318	1	(〃) H14. 7. 12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
319	1	(〃) H14. 7. 15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
320	1	(〃) H14. 7. 17	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
321	1	(〃) H14. 7. 18	長期研修のカリキュラムに研究授業を取り入れた法的根拠の説明等を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
322	1	(〃) H14. 7. 19	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
323	1	(〃) H14. 7. 22	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
324	1	(〃) H14. 7. 24	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
325	1	(〃) H14. 7. 25	長期研修で職務として研究授業をしなければならないとする法的根拠の説明等を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
326	1	(〃) H14. 7. 29	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 27)
327	1	(〃) H14. 7. 30	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 27)
328	1	(〃) H14. 7. 31	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 27)
329	1	(〃) H14. 8. 1	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 27)
330	1	(〃) H14. 8. 2	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 27)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
331	1	(受付) H14. 8. 5	上司による長期研修の職務命令について根拠の明示等を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H14. 8. 27)
332	1	(〃) H14. 8. 7	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 27)
333	1	(〃) H14. 8. 8	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 27)
334	1	(〃) H14. 8. 9	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 27)
335	1	(〃) H14. 8. 14	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 10)
336	1	(〃) H14. 8. 21	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 10)
337	1	(〃) H14. 8. 22	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 10)
338	1	(〃) H14. 8. 23	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 10)
339	1	(〃) H14. 8. 26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 10)
340	1	(〃) H14. 8. 27	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 19)
341	1	(〃) H14. 8. 28	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 19)
342	1	(〃) H14. 8. 29	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 19)
343	1	(〃) H14. 9. 2	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 19)
344	1	(〃) H14. 9. 3	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 19)
345	1	(〃) H14. 9. 4	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 19)
346	1	(〃) H14. 9. 5	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 19)
347	1	(〃) H14. 9. 9	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 19)
348	1	(〃) H14. 9. 11	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 11)
349	1	(〃) H14. 9. 13	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 11)
350	1	(〃) H14. 9. 19	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 11)
351	1	(〃) H14. 9. 20	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 11)
352	1	(〃) H14. 9. 24	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 11)
353	1	(〃) H14. 9. 30	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 11)
354	1	(〃) H14. 10. 1	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 11)
355	1	(〃) H14. 10. 3	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 23)
356	1	(〃) H14. 10. 4	昇任・昇格が遅れている理由についての調査及び必要な改善を要求するもの	〃 (H14. 11. 12)
357	1	(〃) H14. 10. 7	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 23)
358	1	(〃) H14. 10. 8	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 23)
359	1	(〃) H14. 10. 9	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 23)
360	1	(〃) H14. 10. 11	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 11. 12)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
361	1	(受付) H14. 10. 16	上司の言動(脅し)について法的対処を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H14. 11. 28)
362	1	(〃) H14. 10. 17	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 11. 12)
363	1	(〃) H14. 10. 30	教育機関における職務上の秘密の漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 11. 28)
364	1	(〃) H14. 10. 31	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 11. 28)
365	1	(〃) H14. 11. 1	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 11. 28)
366	1	(〃) H14. 11. 5	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 11. 28)
367	1	(〃) H14. 11. 6	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 11. 28)
368	1	(〃) H14. 11. 14	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 12. 10)
369	1	(〃) H14. 11. 15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 12. 10)
370	1	(〃) H14. 11. 18	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 12. 10)
371	1	(〃) H14. 11. 20	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 12. 10)
372	1	(〃) H14. 12. 4	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 12. 25)
373	1	(〃) H14. 12. 17	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H15. 1. 10)
374	1	(〃) H14. 12. 18	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 1. 10)
375	1	(〃) H14. 12. 19	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 1. 10)
376	1	(〃) H14. 12. 20	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 1. 10)
377	1	(〃) H14. 12. 25	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 1. 24)
378	1	(〃) H15. 1. 8	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 1. 24)
379	1	(〃) H15. 1. 10	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 1. 24)
380	1	(〃) H15. 1. 15	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
381	1	(〃) H15. 1. 17	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
382	1	(〃) H15. 1. 23	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
383	1	(〃) H15. 1. 27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
384	1	(〃) H15. 1. 28	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
385	1	(〃) H15. 1. 29	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
386	1	(〃) H15. 1. 30	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
387	1	(〃) H15. 1. 31	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
388	1	(〃) H15. 2. 5	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
389	1	(〃) H15. 2. 6	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
390	1	(〃) H15. 2. 7	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
391	1	(受付) H15. 2. 10	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H15. 2. 25)
392	1	(〃) H15. 2. 12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
393	1	(〃) H15. 2. 17	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
394	1	(〃) H15. 2. 19	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
395	1	(〃) H15. 2. 20	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
396	1	(〃) H15. 2. 24	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
397	1	(〃) H15. 2. 25	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
398	1	(〃) H15. 2. 27	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
399	1	(〃) H15. 2. 28	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
400	1	(〃) H15. 3. 4	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
401	1	(〃) H15. 3. 5	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
402	1	(〃) H15. 3. 6	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
403	1	(〃) H15. 3. 7	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
404	1	(〃) H15. 3. 10	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
405	1	(〃) H15. 3. 12	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
406	1	(〃) H15. 3. 20	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
407	1	(〃) H15. 3. 24	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 4. 25)
408	1	(〃) H15. 3. 25	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 4. 25)
409	1	(〃) H15. 3. 28	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H15. 4. 25)
410	1	(〃) H15. 4. 7	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H15. 4. 25)
411	1	(〃) H15. 4. 10	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H15. 4. 25)
412	1	(〃) H15. 12. 9	行政職給料表8級以上に相当する職への昇任及び昇格の措置を求めるもの	〃 (H16. 1. 23)
413	1	(〃) H16. 6. 24	行政職7級への昇格を求めるもの	〃 (H16. 8. 12)
414	1	R元. 11. 29	複数課程を有する学校事務長の職務の級の見直し等を求めるもの	判定(一部却下、一部棄却) (R2. 3. 6)
415	1	R3. 4. 9	給与の再計算及び支払い等を求めるもの	判定、勧告(一部却下、一部認容、一部棄却) (R4. 5. 10)

(2) 審査請求一覧表

令和5年3月31日現在

番号	審査請求 件数	受理年月日	請求事項	処理概要 (処理年月日)
1	3	S29. 2. 17	懲戒処分取消し	取下げ (S29. 3. 18) (S29. 4. 13)
2	7	S32. 6. 4	分限処分取消し	取下げ (S33. 3. 28)
3	164	S37. 3. 9	懲戒処分取消し	取下げ (S40. 6. 15)
4	1	S38. 12. 17	懲戒処分取消し	取下げ (S42. 6. 8)
5	1, 236	S42. 3. 20	懲戒処分取消し	取下げ (S44. 3. 31)
6	1, 410	S42. 3. 20	懲戒処分取消し	取下げ (S44. 3. 31)
7	1, 423	S42. 3. 20	懲戒処分取消し	取下げ (S44. 3. 31)
8	1, 345	S42. 3. 20	懲戒処分取消し	取下げ (S44. 3. 31)
9	891	S42. 3. 20	懲戒処分取消し	取下げ (S44. 3. 31)
10	526	S43. 5. 10	懲戒処分取消し	取下げ (S44. 3. 31)
11	33	S44. 4. 11	年次有給休暇の取消し及び不承認の取消し	取下げ (S55. 9. 9)
12	75	S44. 4. 11	懲戒処分取消し	取下げ (S55. 9. 9)
13	3, 542	併 合 S44. 6. 27 S44. 8. 12	懲戒処分取消し	取下げ (S55. 3. 26)
14	1	S44. 11. 15	懲戒処分取消し	裁決 (処分承認) (S46. 3. 31)
15	78	S45. 3. 17	懲戒処分取消し	取下げ (S55. 9. 9)
16	18	S45. 5. 8	懲戒処分取消し	取下げ (H12. 1. 26)
17	6	S45. 6. 8	転任処分取消し	取下げ (S59. 3. 13)
18	3, 951	S45. 6. 19	懲戒処分取消し	取下げ (S55. 3. 26)
19	1	S45. 6. 29	懲戒処分取消し	取下げ (S56. 9. 18)
20	1	S47. 1. 31	懲戒処分取消し	裁決 (処分承認) (S48. 2. 20)
21	2	S47. 5. 26	転任処分取消し	取下げ (S59. 3. 13)
22	2, 241	S47. 6. 27	懲戒処分取消し	取下げ (H20. 12. 8)
23	1, 233	S48. 6. 12	懲戒処分取消し	取下げ、一部却下 (H21. 11. 26)
24	10	S49. 4. 25	懲戒処分取消し	取下げ (S55. 9. 9)
25	3, 378	S50. 3. 28	懲戒処分取消し	取下げ (H24. 7. 17)
26	3, 480	S50. 3. 28	懲戒処分取消し	取下げ (H24. 7. 17)
27	16	S50. 6. 25	懲戒処分取消し	取下げ (S55. 9. 9)
28	3, 340	S51. 7. 10	懲戒処分取消し	取下げ (H26. 7. 1)
29	1	S51. 7. 10	懲戒処分取消し	裁決 (処分承認) (S53. 2. 10) 再審査請求却下 (S53. 7. 12)
30	1	S51. 8. 17	懲戒処分取消し	裁決 (処分承認) (S53. 10. 6)
31	16	S51. 11. 8	懲戒処分取消し	取下げ (S55. 9. 9)
32	2, 409	S52. 7. 7	懲戒処分取消し	取下げ (H26. 7. 1)

番号	審査請求 件数	受理年月日	請求事項	処理概要（処理年月日）
33	1	S53. 3. 10	懲戒処分取消し	裁決（処分承認）（ S54. 1. 25 ） 再審請求却下（ S54. 8. 24 ）
34	2, 449	S53. 8. 25	懲戒処分取消し	取下げ（ H28. 7. 28 ）
35	15	S53. 11. 7	懲戒処分取消し	取下げ（ S55. 9. 9 ）
36	1	S54. 6. 11	懲戒処分取消し	取下げ（ S55. 3. 10 ）
37	871	S54. 8. 24	懲戒処分取消し	取下げ（ H27. 6. 18 ）
38	1	S55. 5. 10	懲戒処分取消し	裁決（処分承認）（ S56. 7. 10 ） 再審請求却下（ S56. 9. 25 ）
39	1, 986	S57. 7. 9	懲戒処分取消し	取下げ（ H28. 7. 28 ） 取下げ（ H28. 10. 13 ）
40	2, 328	S58. 7. 11	懲戒処分取消し	取下げ（ H28. 7. 28 ） 取下げ（ H28. 10. 13 ）
41	2, 037	S59. 7. 13	懲戒処分取消し	取下げ（ H28. 7. 28 ） 取下げ（ H28. 10. 13 ）
42	3	S60. 2. 12	懲戒処分取消し	取下げ（ H12. 6. 19 ） 取下げ（ H13. 1. 31 ）
43	1	S60. 3. 25	分限処分取消し	裁決（棄却）（ H3. 3. 27 ）
44	1, 970	S60. 7. 10	懲戒処分取消し	取下げ（ H28. 7. 28 ） 取下げ（ H28. 10. 13 ）
45	1		復職否の決定取消し	決定（却下：受理要件非該当）（ H8. 5. 10 ） 再審請求却下（ H8. 6. 25 ）
46	1		文書訓告取消し	決定（却下：受理要件非該当）（ H9. 8. 26 ）
47	1	H14. 2. 8	懲戒処分取消し	裁決（棄却）（ H15. 8. 29 ） 再審請求棄却（ H16. 2. 25 ）
48	1	H16. 8. 12	転任処分取消し	裁決（却下）（ H17. 3. 10 ） 再審請求却下（ H17. 8. 30 ）
49	1	H17. 6. 27	転任処分取消し	裁決（却下）（ H18. 3. 27 ）
50	1	H19. 5. 25	懲戒処分取消し	裁決（棄却）（ H19. 11. 26 ）
51	1	H19. 12. 21	懲戒処分取消し	裁決（処分修正）（ H21. 1. 8 ）
52	1	H20. 7. 9	懲戒処分取消し	裁決（棄却）（ H21. 3. 27 ）
53	1		退職手当の裁定通知の交付	決定（却下：受理要件非該当）（ H21. 2. 10 ）
54	1	H21. 6. 10	懲戒処分取消し又は修正	裁決（棄却）（ H22. 3. 26 ）
55	1	H21. 9. 18	分限処分取消し	取下げ（ H21. 12. 7 ）
56	1	H22. 6. 9	懲戒処分取消し	裁決（棄却）（ H23. 4. 8 ）
57	1	H25. 5. 23	懲戒処分取消し	裁決（棄却）（ H26. 3. 19 ）
58	1	H26. 12. 22	分限処分修正	取下げ（ H27. 2. 18 ）
59	1	H27. 6. 9	転任処分取消し	裁決（棄却）（ H28. 3. 25 ）

令和4年度

宮崎県人事委員会年報

令和5年9月発行

宮崎県人事委員会事務局

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東1の9の10

TEL 0985-26-7259
